

研究通信

Na 136
1984年4月刊
村落社会研究会
事務局
千葉大学教育学部
社会学研究室
千葉市弥生町1の33
電 0472(51)1111
内線 2453

東北地圖

東海・翌西地区

一、テーマ・説者

- (1) 「農地政策の展開と土地問題」中野一新氏(京都大学)
(2) 「地域政策と山村コミュニケーション」橋本和幸会員(金沢大学)／三上勝也氏(神戸女学院大学)

二、日時 六月九日(土) 午後一時—五時

三、同志社大学徳照館会議室

八四年度各地区別研究会の御案内

閩東學圖

一、テーマ・報告者

「戦前期の農政と村落」

東敏男會員

一、日時 五月二十六日㈯ 午後一時三〇分より
二、場所 東北大學教育學部會議室
三、テーマ・報告者
「戰前期の農政と村落」 東敏
四、日時 五月十九日㈯ 午後一時より四時まで
五、場所 學士會館本館三一二号室（神田）

第二回特別研究会

第一回特別研究会

八四年度特別研究会の御案内

- 「農政と村落」 広瀬道貞（朝日新聞社論説委員）
二、日時 五月十二日㈯ 午後二時～五時
三、場所 中央大学会館（御茶の水）

第一回特別研究会

一、テーマ・報告者
「昭和五八年度農業白書を廻って」
蜂巣賢一氏（農林水産省官房調査課長）
二、日時 六月十六日㈯ 午後二時～五時
三、場所 中央大学会館（御茶の水）

東海・翌西地区

一、テーマ・諸学者

- (1) 「農地政策の展開と土地問題」中野一新氏(京都大学)
(2) 「地域政策と山村コミュニケーション」橋本和幸会員(金沢大学)／三上勝也氏(神戸女学院大学)

二、日時 六月九日(土) 午後一時—五時

三、同志社大学徳照館会議室

次

八四年度各地区別研究会の御案内
八四年度第一回および第二回特別
『農政と村落』にかかるる論点整理
第一回研究会報告

研究会の御案内
理 落「」の端点
司会者 高橋正穂
吉沢四郎
宇佐美繁
高橋正鶴
三越二亭

四四 三三三三三二一
一〇 九九九八四五三九八二一一

『農政と村落』にかかる論点整理

第三回大会討論概要

高橋正郎

例年どおり、本大会もいくつかの研究会が積み重ねられた上で開催された。大会当日も各地区代表からその模様が報告され、討論はさきの三報告とともにそれらの研究会報告を踏まえてすすめられるのであるが、それらの研究会の内容は、すでに「通信」(No.131)と(No.133)に詳しく紹介されているので、ここでは省略し、討論の概要だけに限定させていただく。

茨城県大子町で昨一〇月一三日に開催された第三回大会は、「農政と村落」を共通論題として、二つの課題報告、一つの特別報告とそれに伴う討論が行われた。

この共通論題は、前日の運営委員会で、次年度の赤穂大会にも引き継がれることになったので、三回大会では、継続課題の初年度でもあることから、問題の所在を明確にすることに焦点を置いた。三つの報告も、比較的短時間の討論も、その意味から共通論題『農政と村落』にかかる論点開示という性格をもつものであつた。

共通論題が継続されるということから、来るべき『村落年報』(第20集)には、課題報告、高橋明善・柄沢行雄「自治体・農協政策」と村落」、不破和彦「『地域農政』と村落」、ならびに特別報告、磯辺俊彦「農政と村落」はそれぞれ収録されるものの、その討論内容は慣例により収録されず、共通論題の最終年次に一括して記載されることになった。そこで、次年度への引継ぎの意味を兼ねて、当日、司会を務めた細谷昂・大野晃・高橋正郎を代表する形で高橋がここでその討論内容を要約することになった。文責はすべてこの高橋にある。

討論では、まず、司会者団(細谷)から討論の柱とする四つの論点の整理が行われた。

「農政と村落」といった場合、問題とすべきことは、農政の側の問題、村落の側の問題と、両者のかかわりの問題の三つである。まず、農政の側の問題については、農政の論理をわれわれはどう理解し、どう捉えるかが中心課題となる。この点については第一回研究会(「通信」No.131)での論点整理がある。そこでは、農政といつてもそれは一義的に理解できない、少なくとも、それには経済政策の一環として経済合理主義を追求する農政、と他方、官僚統制としての農政、それに政治支配の手段としての農政との三つの側面があり、それらが相互に矛盾を内包し、緊張関係をもちながら現実の農政が展開してきてると指摘されている。従来の村研では、これらは農政とか資本の論理とかといって一ことで片づけられてきた感があつて、とくに官僚支配、官僚統制としての農政などは殆ど論議されてこなかつた。論点の第一は、農政というものをその内容に立ち入つて、それら三つの側面のからみあい、緊張関係の中でそれをどう捉えるかということを明確にしていく必要がある。

次に、村落の側の問題は、究極にはやはり村研が一貫して追求し

ている「むら論」に到達しなければならないが、ここでは論議を略みあわす必要から一定の限定を加え、現在、農政が把握しようとしているむらとは一体、いかなるものであるか、を明らかにしていただきたいと思う。たとえば水田利用再編という農政に対する対応でも、自由論題の報告にあつたように個々の農民の利害計算にもとづいた対応であるといふ理解もあれば、逆に、そこにはむらといふものが重要な役割を演じているといふ理解もある。さらに、そのむらも共同体を基礎としたものか、あるいは小農を基礎としたものかも明らかにしなければならない。

第三の論点は、両者の関係、それも村落の立場から、農政にどのような主体的対応をすることによってそれを取り込んでいくことのか、を明らかにする必要がある。これまた第一回研究会で報告されたことでもあるが、そこでも三つの対応が考えられる。一つは、いわゆる「配電盤」の末端として、補助金をその地域により多く引き込もうとする受容の対応、二つは、農政をその地域が必要とする形へ主体的に組み替えていくこうとする対応、三つは、農政そのものに正面きつて抵抗するなり闘争するといふ対応である。このうち、とくに二番目の、主体的に組み替えていくこうとする対応についての実態把握と評価が重要である。

最後の四つ目の論点は、そのような農政による村落の把握や、村落の側からの対応によって、村落や農民の側にいかなる結果が起つてきているか、客観的に農民層の選別が進んでいるという報告もある。この論点は、実は「農政と村落」についての展望にかかるものである。そして、それが更にまた、一番目の論点、

むらとは何か、その性格を明らかにするという課題に戻っていくことになるうと思う。

以上のような司会者団の論点整理は、しかし、いうまでもなく、短時間で論議し尽せるものではない。そこで当日の討論では、この司会者団の論点整理と、それに先立つ三つの課題報告等で提起された点を詰めていくことをも含めて、われわれが今後、この「農政と村落」という共通課題を深めていくための、具体的には次年度への問題提起を参会者から求めていくことにした。

一般討論に入つて、まず安原茂会員から、報告に対する質問といふ形で三つの意見開陳があつた。一つは、高橋報告に対して。事例の新潟県豊浦町では補助金導入に対して消極的であり、またそれを拒否しているともいわれたことに興味をもつが、その拒否の論理は何であるか、またそれが普遍的なものであるかどうか。これは農政に対する村落の対応を考える上で重要な論点である。二つは、「農政と村落」という共通論題を考える上で、農民の倫理、思想、価値観などに關つて究明する必要がある。その点、静岡県豊岡村のニニイクなむらづくりを主導した藤森村長が、柳田学の影響を受けていりという指摘は興味深い。また、不破報告にあつた「土地に対する定」をその面からどう評価するか。それは古くからあつたものが残っているのか、それを新しい状況に対し自主的に再形成したものなのか。農民の土地に対する考え方を知る上で重要である。三つは、磯辺報告に対して。「労働力の自立化」を強調されてゐるが、その意味内容は何か。恐らくそこに「農政と村落」を考える上で新しい

問題提起が含まれているようにも思う。

引続いて、岩本由輝会員から、不破報告に対し、(1)靈山町のむらづくりにおいて、集落営農団地に指定された部分と、指定されない部分とができて、両者の間であつれきが生じてきているよう思う、そのことをどう評価するか。(2)靈山町ですすめる土地利用増進事業では、集落内移動で〇・八ヘクタールの農家に〇・二ヘクタールをつけ加えるという僅かなものである。しかし、集落間移動では大規模養蚕の育成ということで相当動いていて評価されるが、その土地の提供は、さきの指定されない戦後開拓集落である。そのことはまた、指定された集落と切捨てられる集落との村内対立を内包するものではなかろうか。(3)靈山町の地域農政の担当者は、もともとその町で社会教育を担当していた人たちである。むらづくり、主体的な地域農政をすすめる上で、地域における農政と社会教育との関係も明らかにしておく必要がある、という意見が出された。

以上の質問に対し、各報告者から以下のようないくつかの回答があつた。
まず、高橋(明)会員は、豊浦町でも土地基盤整備には補助金を導入しているが、農業構造改善事業に対しては猶豫を切り捨てるものであるとして導入していらない。ここは革新勢力が強いこともあって、いわゆる近代化政策には批判的である。戦前からの農民運動の盛んなところで、その伝統の上でこれがすすめられていくといふことから、必ずしも一般性があるといえないかも知れない。ただ、ここで選別政策に強い批判があるという背景に、この地域ではとくに就業機会に恵まれないという理由があるという点も無視できない。
ついで不破会員は、「土地の淀」について、溪流沿いに集落が張りついているという靈山町の地形上の関係から、地域農政が始まっている。

以前は土地の移動はむしろ少なかった。しかし、以前から「土地といふものはむらで保持していくんだ」という考えがあつて、もし移動があつた場合、「むら内で移動させる」「万一一、土地を手離す場合は、自分に代つてむら内の人耕してもらう」という観念が強かつた。地域農政を具体化する過程で、町は農民の創意と工夫によつて農地の利用増進を図ろうと考え、この伝統的な農民のもつ土地に対する観念、慣習を呼びおこし、それを「土地の淀」として具体的に機能させるようにしたのである。また、集落営農団地の指定集落と非指定集落との関係について、町農業委員会としては、良いリーダーがいて、やる気のある集落を指定したといつてゐるが、やはり非指定集落との間に問題があるようだ。利用増進事業も、その後、農委事務局の担当者が代つて、停滞しているようで、その成果も町の施策そのものといふより、それを担う人によるといふ。農政と社会教育との関係では、確かに社会教育の主事講習会の受講者である農委事務局と町産業課の担当者がこれを推進したが、両者とも、常日頃からむらづくりに関心をもつていたことがこれを成功させたものであろうと思う。担当者らの個人的関心があつたところに、いいかえれば受け皿があつたところに地域農政が下りてきたと、いう点に、ここでの展開の根柢があつた。

さらに、磯辺氏は「労働力の自立化」について、今日の日本農業の状態は、低労賃、高地代の構造にあるとシエーマ化できるが、そのような状況を「労働力の非自立化」の状況にあるといふうにいえる。構造問題に触れようとする場合、農業では常に、労賃と地代が衝突する。そこで、労働力と土地とが正常な形で商品化されるという状況が生まれなければ、正常な発展は望むべくもない。そのよ

うな正常な形での労働力の商品化がなされることを「労働力の自立化」と考へることができるが、そのような視点が農業の展開を考える上で不可欠である。たとえば、農民層の分解によつて大規模經營が形成されればそれでよいといふのではなく、問題はそれを基礎づける労働力と土地の商品化の正常さが常に問われ、把握されていかなければならぬのである。労働力の自立化を量的にいえば、低賃金の是正、一般的にいえば、範囲の確立にあるといえるが、量的だけでなく、生活様式を含めた質的な面でも問われなければならない。そのような「労働力の自立化」がなければ、昭和二〇年代の初めに栗原百寿が「単なる集団化、単なる共同化はファンシズムの基盤にならぬ」と強調されたように、今日話題となつてゐる単なる地域農業論、単なるむら・再生論も、むしろ危険でさえあるといえる。そのようなことへの歯止めといふ意味からも「労働力の自立化」は重要な概念である。別の言葉でいえば、所有に規定された労働ではなく、労働が規定する所有という仕組みに代えることであるともいえる。その「労働力の自立化」の道すじは、また合理的農業の形成と裏腹の關係にある。そして、その中で集団性の支えの中で、個別労働力の自立化を意識的に考えていく必要がある。

その後、しばらく磯辺報告に対する質疑が続いた。島崎稔会員は、その「労働力の自立化」と関連するむらの把握について、報告では「小農存続の基盤としてのむら」と述べているが、その意味内容は何か。また、農政にむらを包摶する側面と、むらを排除する側面との二つの面があると述べられたが、そうではなく農政の方向は、実は、包摶とは見せかけで、本質はむらを排除、否定するもので、その方向への意図的誘導でしかないのではないか。そのような農政の

方向の中でも、果して「労働力の自立化」が可能であるか、を質された。

高山隆三会員は、報告では「土地の私的所有の重みがそのまま土地所有の集団的性格の後退につながつていはない」と述べられてゐるが、これは日本の特質であるのか、ヨーロッパ的な意味では当然、それは後退する筈である。「労働力の自立化」に関連して、農法の変革、すなわち高度輪裁式經營を展望されている点、興味深い。しかし、水田を基礎とした輪裁式經營は他国に例がない。それを創出していく上で、報告で述べられたように、事実上、集団的な政策をもたなければならないものなのか、を問うた。

これらの質問に対しても、磯辺氏は、まず、「小農存続の基盤としてのむら」について、小農としての、労働する主体の土地所有が、単なる個別性としてではなく、一定の集団性との関連の中で、常にその土地所有が成立していると考えている。その集団性をさし当たりむらとしている。労働する主体の個別性は、一定の集団性との相互規定の中にあるといふ意味で成立している。その相互規定関係がそれぞれの歴史的形態をとるものと考へている。また、農政のむらに対する二側面的な接近については、昭和五〇年代に入つて、農政としても、その一方だけを強調することができない状況に入つたものとみていい。それが農地利用増進法にみられる二元性でもあって、単なる農地の流動化だけでなく、土地保全を含めた面的な農地利用を策的につすめざるを得なくなつた問題状況ではないか。農民の側に立つていえば、そこに新しい問題領域、いかえれば展開の場面がでてきたといえるのではないか。

さらに、「土地所有の私的性の強まりが、土地所有の集団的性

格の後退につながつていい」ということは、いわれるようきわめて日本のものである。それは、わが國農業が、水田農業で、しかも零細分散錯圃制に乗つた零細農耕と切り離しては考えられないことと関連する。また、その水田農業における農法の変革については、水田の汎用化、田畠輪換などが問題となるが、しかし、今日、米よりも一〇アール当たり労働時間・収益ともに低い作物への転作が強いられている水田利用再編の中で考へると、それらは単に農民の私的合理性に立脚しただけで成立するとは思えない。そのことを日本農業の中で、長期的・構造的に定着させていくためには、銅料、大豆、小麦などの国家貿易の対象であるそれらの輸入依存構造、いいかえれば国全体の仕組み自体を問題にせざるを得ない。そこでは日本農業をめぐる与件そのものに手をつけざるを得ないし、それらを含めてここで論点を整理する必要があるよう思う。そこで、さらにも零細分散錯圃といふ現実を自ら克服していく、日本型の農場制農業を創出するという二段構えが必要ではないかと応答した。

一般討論の最後に、高橋満会員から、冒頭の司会団の論点整理のうち、農民が上からの農政を主体的に組み替えていくという対応に関連して、そのような対応をとる地域と、そうでない地域との違いを生み出す要因は何かという質問があつた。これに対して、柄沢会員は、報告事例とともに、集落によつて、たとえば転作などにその対応が違うのは、それぞれの集落がもつ農業生産力や技術の内容などと関係があるのでないか、今後はそれらの点からも検討すべきではないかといふ指摘があつた。

以上のような一般討論の後、再び、司会団（高橋）から、これまた次年度につなぐ、次のような初年度の総括があつた。

大会に先立ち宿題委員会では、もし、このテーマが継続されるとすれば本年度の大会では「いま、なぜ『農政と村落』が問題なのか」、実態の分析から問題の所在を明らかにすること、いかえれば論点を整理することを初年度の課題としよう、そして、次年度以降、それをたとえば歴史的にも遡り、また、理論的にも深めていくことを課題にしよう、ということが話し合われた。残念ながら、本日の討論は時間が少なく、その論点整理も、必ずしも十分でなく、すべての論点が出つくしたとはいえないかも知れない。しかし、踏まえるべき重要な論点は、それなりに出たと思う。そこで、本日の大会と、とくに発言者が出席していいた関東地区での研究会での報告、討論を含めて、ここで若干の論点の整理について総括しておきたい。

その一つは、冒頭の話にもあつたように、農政そのものの論理について。なぜ、今日、農政が村落を直接把握しなければならなくなつたか、その背景にあるものを明確にする必要があるという点である。たとえば、それに農業・農政を取り巻く内圧・外圧、あるいは過剰問題といった農政の環境変化もある。また、村落そのものが成員の多様化などによって大きく変貌し、従来の手法では捉え得なくなつたこともある。さらに、農業の生産力の展開が、従来のように個々の農家経営の枠を超えて、地域なり、集落という単位でなければその生産力が發揮できなくなつたという背景もあるうし、農政の中心課題が農業構造問題に置かれるようになつて、それを避けてはすべての農政が展開しなくなつたという背景もある。これらを体系的に整理することが第一点。

第二点は、そのような背景のもと、農政が直接、村落を把握しようとしたときに生ずる矛盾や葛藤というものを、より具体的に、よりリアルに捉える必要がある。初年度の大会報告でも、いくつか紹介されたが、今後、それをさらに抜けていく必要がある。その場合、国論理と村落の論理の間には、磯辺報告にもあつたようだ、切り捨てと包摶という相対立したものと内包せざるを得なくなつたのであるが、その國、あるいは農政の論理と、村落の論理とのギャップが、どのようなレベル・局面で具体的な矛盾、対立として具現しているのであるか、を明確につきとめる必要がある。現在、国の農政は、県に降され、それがまた市町村に降され、さらにそれが集落を通じて個々の農家にと順次、降されてきている。そして今のところ、國の農政は県・市町村までストレートに降され、いいかえれば、市町村までは農政に関して一枚岩のようになつていて、さきの矛盾は、市町村と集落との間で具体化しているのが一般的であるように思う。それをどうにか、より上の局面でその矛盾を具体化させるよう引きあげることはできないか。たとえば、市町村と県との間の矛盾、あるいは県と国との間の矛盾にそれを転換することができないか。この辺が一つ大きな問題となるのではないかと思う。

第三の論点は、村落の論理にかかることで、この点については、本大会でもいくつか論議があつたし、また関東地区研究会では、とくに島崎会員からの報告もありましたので、時間の関係からここでは省略する。

第四の論点は、農政と村落との関係の論理である。これについても冒頭にも説明があつたように、ストレートに受容する場合、主体的に組み替えていく場合、抵抗していく場合との三つの対応が考え

られる。このうち、磯辺報告でも強調されたような、主体的な組み替えという対応について、今後、より具体的な事例に即して詰めていく必要があるようと思う。それに関連してそのような主体的な組み替えを現実に行いながら、きわめてユニークなむづくりをやつている長野県官田村の調査報告に対しても、発言者は次のようなコメントを書いた（『農』一二七号）ことがある。すなわち、「官田村では国から与えられる既成服をそのまま着るのではなく、それを一旦ばらして、自分たちの体のサイズに合うよう、また自分たちの好みデザインのものに作り替えて立派に着こなしていく」と。そういう上からの農政の地域主體による主体的な組み替えについて、われわれは多くの具体的な事例を集め、それを解析する必要がある。同時に、それらをどう評価するか、次年度の大会で大いに論じたいようと思う。たとえば、その評価について、主体的な組み替えなどについても、結局は、それも農政の論理に呑み込まれ、利用されているだけのものではないかという評価もある。あるいは、そういった組み替えも、磯辺報告にあつたように、かつて経験した「あのいつか来た道」、ファシズムにつながる危険はないものか、そのイデオロギー面からの検討も加えなければならない。次年度大会では、この『農政と村落』にかかる歴史研究で、昨日ここで拝見した昭和初期の自作映画「栄えゆく村」のよう、下からの善意のむらづくり運動が、なぜ、一体、どのような形で大きな波に呑み込まれていかざるを得なかつたか、など解説していただきたいように思う。

主体的な組み替えの評価をめぐって、いま一つの問題は、そのような努力を行つてゐる事例が例外的なものでしかないのか、それともわれわれを含めた今後の努力によつて、そのような主体的な組み

替えが層となつて出てくるものなのか、そして、そのことによつて農政の在り方そのものを何らかの形で変えるだけの力をもつことになるのかどうか、評価が分れるところとは思うが論議してみたい。

たとえば、西ドイツにおける農業構造政策で、連邦政府のエルトルプランと、バイエルン州の「バイエルンの道」とは違つてゐるが、そのようなことが日本という風土の中で果してできないものなどうか。それは極めて困難なことではあろうかと思うが、「農政と村落」にかかる今後の論議をそこまで抜けても良いのではないかとも思う。

第一回研究会報告

去る二月十八日、東京の中央大学会館で本年度第一回研究会が行なわれた。報告は、最初、吉沢四郎会員から共通課題「農政と村落」の論点整理と題して、去年度以来の宿題委員会ならびに研究会における議論の展開およびそれを基礎とした論点整理と今後の課題の設定がなされた。次いで、宇佐美繁会員より農民層分解の現状—上層農家の動向を中心にして題する一時間半をこえる御報告があり、ひきつづき一時間に亘る熱心な討論が行われた。以下に報告ならびに討論の概要を掲載します。

当日の参加者は次の方々です。

松田苑子	橋本和孝	中野芳彦	島崎稔
宇佐美繁	高橋正郎	吉沢四郎	長谷川昭彦
柄澤行雄	荒樋豊	佐渡和子	吉塚浩一
奥泉香	三本松政之	吉田健次	黒崎八州次良
高山隆三	野々村良恵	磯辺俊彦	高橋明善
佐々木豊			

共通課題「農政と村落」の論点

——第二年度大会にむけて——

吉沢四郎

一、課題の設定と研究の展開

第一回宿題委員会の討議をもとに、論点の整理をおこなつた高橋正郎会員は、第一回研究会において、今度の共通課題は「国の農政がいかなる意味で集落・村落（むら）にかかわろうとしているのか、逆にその集落・村落（むら）が、国の農政にどう対応してきたか、またどう対応しようとしているか、ということを過去に遡り、また現状分析の中から明らかにしようとする」（『研究通信』一三二号）ものであることを明確に示している。そして、そこで検討されるべき課題として次の四点をあげた。

一、農政の論理を明確にすること。その場合、農政は三つの論理すなわち(1)経済政策の一環としての農政、(2)官僚支配・官僚統制としての農政、(3)政治支配の手段としての農政があり、それぞれの局面で、農政・農業上の危機的状況が集落に目をむけている事実を把握すること、

二、村落（むら）の論理を明確にすること。高橋会員は、むら社会について、(1)長期の定住社会であることの原理の存在、(2)稲作生産における生産基盤の保持機能主体、(3)生産力展開による生産資源の集団的調整・管理主体、と特色づけている。

三、農政の論理と村落（集落）の論理の接点はどうなっているか。高橋会員は、農政に対する村落（むら）の対応は三つあるとし、(1)農政の論理に村落が組みこまれる（嘉田良平氏の整理に従えば「受容・服従型」）、(2)農政の論理を肯定しながら町村レベルで主体的に組替える（同「適応・再構成型」）、(3)農政の論理を打破するため抵抗し闘争する（同「拒否・抵抗型」）をあげ、注目すべきは主

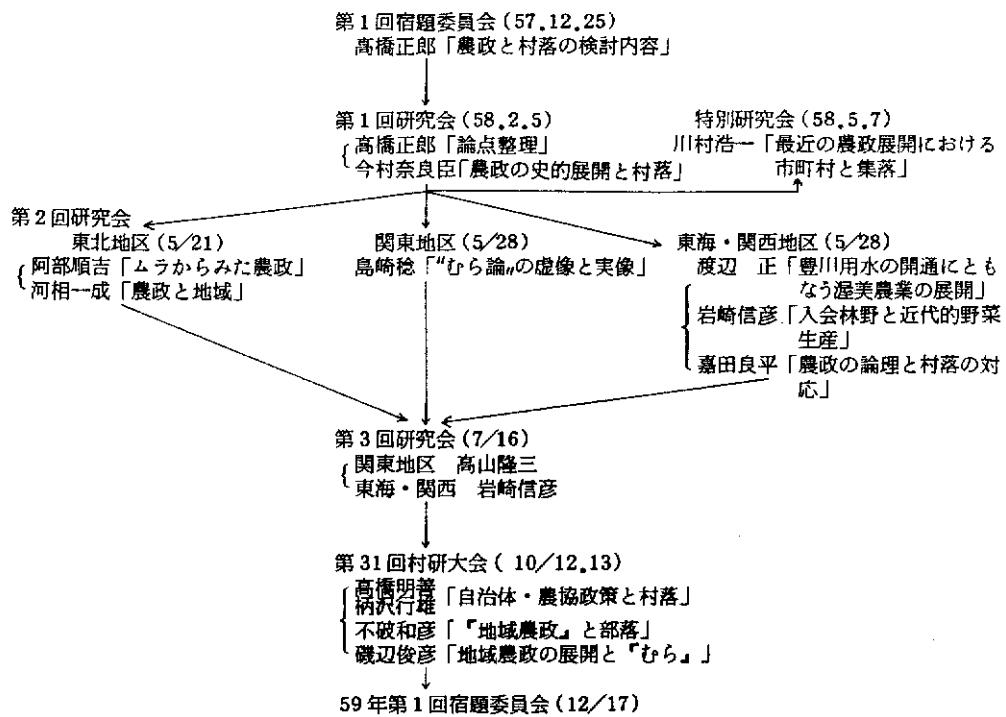
題的に地域農業資源を管理し、利用調整をはかり、地域的な生産力を向上させようとする(2)の方式であると指摘している。また農政と村落との接点にある市町村役場、農協のビヘビアを実態に即して分析する必要がある。

四、「農政と村落」の歴史的過程の分析。「幕藩体制下の百姓一揆と村落」をはじめとして、経済段階に即して歴史貫通的に農政と村落の関係を解明すること。この延長上で、現状分析上の課題としては「農民層分解と村落・農政」「地域農業資源管理と村落・農政」その他四つをあげ、研究会の在り方を示した。

この論点整理をうけて、第一の論点「農政の論理」との関連で、第一回研究会では、今村奈良臣氏が「農政の史的展開と村落」を、特別研究会で川村浩一氏が「最近の農政展開における市町村と集落」を報告され、引きつづき第二回研究会が各地区別におこなわれた（次頁の図を参照）。

東北地区では、農協の指導者である阿部順吉氏から主体的対応の実践例が報告され、河相会員からは国家の経済政策といふマクロ的な視角から農政と地域の問題が報告されている。

関東地区では、第二の論点「村落の論理」に関連して、島崎会員が「『むら論』の虚像と実像」を報告した。ここでは戦後日本農村



を「タテ（官僚機構）とヨコ（村落共同体）との組成二重構造」と把え、「その両者を結びメカニズムの物質的基礎をなすものが国家の補助金と戦後の零細地片の私的所有にほかならない」（『通信』一三三号）と指摘している。

東海・関西地区では渡辺会員が、農政がいかに農業を変化させたかを、構造政策のショーワンドウといわれる渥美農業の展開にもとづき報告され、岩崎会員は長野県山村の入会林野が農業的利用に転換される村の姿を報告されている。嘉田良平氏はアメリカとの対比で日本型農政のもつ特質、集団性を明らかにしている。

第三回研究会では、高山会員が第一回研究会の今村報告と第二回（関東地区）の島崎報告とともに論点整理を、岩崎会員が東海・関西地区的論点整理をおこなっている。高山会員の論点整理は單に関東地区の整理だけでなく、共通課題の基本問題を明示しているので、『研究通信』（一三四号）を参照いただきたい。

二、大会の成果と今後の課題

大会では課題報告として、高橋明善、柄沢両会員が、主に庄内、蒲原各農業地帯の村落において、思想を異にする村落が地域農政にそれぞれ異った対応をしている興味深い報告があり、不破会員は、地域農政の要である「農用地利用増進事業」が、村落をてこにすすめられ、その結果として、村落に居住しながら、土地を所有したまままでの離農者の増加と、農業の担い手としての中核農家の育成・増加という現象を生み、「村落」解体の危機を生んでいるなかで、「村落」の政策的再編（「農業村落振興緊急対策事業」「農村地域定住促進対策事業」）がなされていると報告している。

特別報告の磯辺俊彦氏の論旨は、古賀会員の整理（「通信」一三五号）によると、「『豊原村』の考察を踏まえ、農民層の土地所有の集団的性格の後退につながらない小農的土地所有の展開過程を指摘し、労働が所有を規定する論理が逆に所有が労働を規定する転倒形態として現象するなかで労働力と土地の正常な商品化過程を意味する『労働力の自立』が課題になつてゐる」ということであつた。

ところで全体討論のはじめに司会の細谷会員は、第一回研究会における高橋会員の論点整理をふまえて、(1)農政自体の問題、すなわち経済政策としての農政、官僚統制としての農政、政治支配の農政の緊張関係、(2)農政がとらえようとしている“むら”とは何か、(3)農民の農政への対応、とくに主体的対応型の実態と評価、(4)農政と村落の展望―農政の“むら”把握によつて農民側にいかなる結果がおこり、矛盾をもつのか、その展望はどうか、の四点を提示した。磯辺報告に関連して、島崎会員から、小農成立の基礎としての

“むら”とは何か、など論点整理に沿つて問題が提起されたものもあつたが、時間の関係もあり、討論は必ずしも十分に行なわれたわけではない。したがつて全体討論の最後に司会の高橋（正）会員は、次年度に検討すべき残された問題点を次のように集約した。(1)農政の論理――何故今日農政が集落を把えるのか、その背景を明らかにする。その際、農政の環境、農業生産力、農村社会といふ観点からも明らかにする必要がある。(2)農政が集落を把握するメカニズムにおける矛盾・葛藤をよりリアルに把えること、その際、国とむらの論理の矛盾はどの局面で具体化するか、国と県、県と市町村、町村と集落の矛盾として把えること。(3)村落の論理とは何か。(4)村落と農政の関係の論理、とくに主体的組替えを具体的に把えること、そ

して評価すること。

高橋正郎会員の集約は、第二年度に向けて、解明すべき課題を明示している。出発当初からの課題設定の意図やこれまでの研究会、大会での討論をふまえて、私なりに、この集約を補足すれば、次のような論点を提示することができよう。

(1)農政の論理について

①農政の位置づけ――出発点としての共通認識として、減反政策と農地流動化政策があるが、日本経済、政治体系下の農政といつクロ的位置づけを明確にすること、食管会計や農産物自由化といった問題も含めた農政全般の現状を覚えておくこと。

②農林官僚機構の解説――戦後日本の農村を「タテ（官僚機構）とヨコ（村落共同体）との組成二重構造」として把えたとき、このタテ（官僚機構）と“むら”との機構的連関が具体的に示されなければならない。

③農業生産力――大会報告で磯辺氏が、生産組織は、六〇年代の「労働力結合型」、七〇年代の「機械結合型」から八〇年代は「土地結合型」として展開していくと指摘し、高橋正郎氏は、「村落に基礎づけられた生産力構造」（「通信」一三二号）と発言されるが、そうした生産組織なり生産力が必然化されることの確認なり、理論的認識が必要である。梶井功氏は古典的な意味で分解が典型的に進んだ北海道網走の機械共同利用組織の動きを分析し「土地利用をも含めた組織的集団的対応のなかにしか個別經營も發展の道がなくなつてゐる」（梶井功「地域農業（営農）集団の足跡と課題」、「一九八四年日本農業年鑑」九五頁）と指摘しているが、日本農業の生産力からみた実証的分析が示される必要がある。

(2) 農政が村落を把握するメカニズムのリアルな把握について

① これは農政が村落に浸透する過程での実証的分析をさらに深めることが必要である。その点では課題報告、自由報告は、いずれも実証分析で、農政と村落の一一致・対立のリアルな解明が試みられた。ただよりリアルなものとするためには、そして日本農村の全体像を明らかにするためには、経済地帯別なり、作目別に、農政と村落の関係が具体的に解明される必要がある。

② またここでは、国レベルの農政と村落といふ関係だけでなく、高橋正郎氏が整理したとく、国と県、県と市町村、市町村と村落といふレベルごとに農政をめぐる矛盾が解明される必要がある。

(3) 村落の論理について

① “むら”をどう把えるか——「農政と村落」の共同課題である

村落の把え方は、機能面から把えるか（今村氏）、共同体（島崎氏）として把えるか、これまでの研究会、大会のなかでも多様な見解が示されてきた。磯辺氏は大会討論のなかで、島崎氏の質問に答えて「労働する主体の土地所有（小農的土地所有）では個別性だけではなく集団性をもつ、この集団性をむらと呼ぶ」と答えていた。いすれにしろ、「むら」についての共通認識が明示される必要があるのでないだろうか。

これと関連するが、現段階の村落の機能についても、たとえば村落の生産的機能とは何かについても必ずしも明確にされていない。高山氏は村落の合意形成機能について、「村落共同体におけるよう共同の無償労働が個別農家の再生産上個別労働に優越するか、不可欠の再生産基盤となつていないので、共同性を原理とする公平性と共同的意志の形成（合意）に似た現象がみられるとしても、

それは村落共同体の原理と機能とは厳密に区別されなければならない」「『通信』一三四号」と現代の村落にみられる合意形成が“むら”とどう関係するのか、明らかにすることが必要であると指摘している。

② 農民層分解——「農地改革後の零細土地所有の上に存立する農民を官僚機構が再生産し、それによって、官僚機構が再生産される相互規定的メカニズムとして戦後農政と村落の再生産の構造」（高山氏の整理『通信』一三四号）と把えるなら、現代の農民層分解の展開を把えることが、まさに「農政と村落」の課題への接近の「論理的、現実的な一つの出発点を立てるもの」（高山同）ということができる。

(4) 村落と農政の関係の論理について

ここでは集落、あるいはそれを基礎とした町村レベルで、その農政を地域が必要とするように主体的に組み替えること（「適応・再構成型」）の事例研究を行うことが課題となる。

その場合、これまでの討議のなかで出された問題にはまず、(1)大会での高橋明善・柄沢両氏の報告と関連して、農民イデオロギーと農政に対する農民の対応の関係の解明が課題として提出されている(づきに)(2)農民イデオロギーともかかわるが、農民の主体的組み替えの評価の問題である。村研大会のとき上映された「栄ゆく村」は、農民の共同化への主体的嘗為が、結局は統制、戦争の中に組込まれ、参加していくことを示していたが、現在の農民の主体的な農政の組み替えが、農政を変化させるものとなるのか、主体的再編の評価が、展望とのかかわりで、なされなければならない。さらに(3)この主体的再編とかかわって、「水田的土地利用の輪作への組み替えによる『土地生

産力」の維持・発展という農法的変革」(高山「通信」一三四号) また「東北の米と兼業という構造を脱脚し、裏作野菜、輪作体系を入れ、農法全体を再構成」(河相「通信」一三三号) といった農法変革の問題も課題としなければならないであろう。

報告の2

農民層分解の現状

—上層農家の動向を中心にして—

宇都宮大学 宇佐美繁

三五

一、日本農業の進路をめぐる二つの論調

今日の日本農業の進路をめぐる学会における議論は、借地型上層農家がどういう形で形成されて行くかという形での問題提起と、今一つは、集団的的土地利用という形で集団的に生産力をどう形成して行くかあるいは集団的な土地利用秩序をどう形成して行くか、という視点からの議論との二つの流れがある。しかしこの二つは截然と区別される訳ではなく、集団的^な土地利用には、貸借関係がかなり前提されているし、論者によつてはそれを一つの経過点として個別的な上向展開につらなっていくといふ、以前の共同化論で見られた綿谷さんの議論を踏襲する議論もある。他方、そうではなく、今日形成される集団的^な土地利用をオルガナイズする母体がより高次の集団的

農業組織に編成替されて行くという視点からの問題提起もなされている。逆に借地型上層農のばあいでも、個別上向展開だけに可能性を限定する議論と、借地型で上向しながら、そういう農民層がより高次の生産組織を形成して農業生産力を荷つて行くという議論もある。そういう意味で、二つを截然と区分して考えるといつた議論自体が間違つてゐるのだが、さし当りこうした二つの議論があり、上述した様な諸々の含蓄をふくめて議論されてゐるのが現状であります。

ただ、一般的に最近は借地型上層農に對しては批判的論議が多数となつてゐる。特にN.I.R.Aリポートが借地型上層農の論理を掠め取つた形で問題を提起した事により、恰もそれが上からのブルジョア的再編の道具にされてしまつた様な状況が生れたために、仲々正面きつてこれを主張することが難しくなつてしまつた状況のなかで、圧倒的多数が集団的^な土地利用論の方に傾斜して今議論されてゐるというのが現状です。

しかしながら、借地型上層農論はそう簡単に斥けることが出来ない極めて画期的な問題提起であった。何故かといえば、一つは日本の農業が資本主義的な商品經濟のなかに包摂されて行つて資本主義的コースを歩むとゆう道を指定する場合に、基本的には農家の直系家族労働力が賃労働者化する条件がどう形成されるかという問題と、今一つは土地それ自身が資本主義的な価値規定を受けて価格化され行く状況がどういう形で生ずるかという問題、この二つが多分資本主義的發展コースを議論するばあいに基本的なポイントとなる。正に借地型上層農論が提起された段階というのは、非常にいびつではあつたが、そういう二つの商品化、資本主義的生産を指標する様

な二つの商品化が正に日本の農村のレベルではじめて進行した段階をえたものである。そういう意味でこそ先進的な議論の中味をふくむものであるし、且つ、傾向的には借地形態による土地流動化はどんどん進んで行くという展望のなかでしか、今後の議論はなされ得ないでしょう。

しかしながら、借地展開が、借地形態での土地移動が進行し何等の形で賃貸借の関係を前提としてしかその当面の進路が考えられないということと、それが正常に借地農として展開する、ということとの間には可成り大きな距離がある。そしてその距離の認識を廻りかなり大きなくらいの存在します。

今一つの集団的農地利用論は、政策主体も、農林省自体が文字通り自立經營農家あるいは中核農家といふ農民層に土地を集積して個別的な上向展開を遂げさせながら日本農業を再編していく道筋がストレートに考えられない段階で、政策的には提起されてくる。そこでは、借地型のばかりも同様なのだが、農民的実践が先行していた。たとえば借地形態での土地流動化を農林省が問題にする以前に、既にいくつかの地域で、借地形態での土地流動化が正に農民的なコースとしていわば農地法に違反しながら進められる様な状況を、四五年の改正で政策のなかに取り入れて行く。あるいは、この集団的農地利用論にしても、農事試験場グループが四〇年代後半にいちはやくそういった動きに着目して研究論文を提起していく。つまり、そういう農民の実践が先行していく、その限りで農民の内部から生れた実践だった訳だが、それが再び政策のなかに位置づけられて利用増進法という形に法制化されて行く。そういう経路のなかで、農民的実践と政策の変更というプロセスを辿りながらこういう議論

が展開されていくことが重要なのです。

この集団的農地利用論についても、借地農について述べたと同様な問題があり、最初農民が実践していたのを政策が取り上げた。だから、これは上からの官僚統制の道筋であると片付けてしまえば、これまた誤りである。今日の段階は、何等かの形での集団化のなかでしか日本農業の生産力発展は有り得ないということは事実です。そのことと政策の体系化の問題とのかかわりをどう考えるかがむしろ論点として提起されねばならない。

この事に関し先の論点整理と関連していくつか言いたいことがあります。ですが、今日の本題からはかけ離れるので最後に若干触れるところとし、先述した様な状況を前提にしながら、最近の農民層分解の状況について報告したい。

二、統計からみた階層分解の現状

分解の問題は様々な視点から把えられるが、センサスとの関連で見るとすれば、農地改革から農業革命へという形で課題が設定された昭和二〇年代があり、それを、一応日本的な農業革命の装いをこらして登場したのが農業基本法であった。その農業基本法が農民層分解に期待した内容が、課題としての自立經營の育成であった。そこで、この自立經營農家層が、基本法農政以降、どの地域でどの部門でどの様に形成されて来たのかが検証されるべき課題と言える。

第一の指標はその事を考えて統計整理を行った結果である。表1と2がそれに関連しており、第一接近としてセンサスの販売額構成でこの間の移動を表示した。センサス区分のこの金額は大体自立經

営農家、つまり、他産業の労働者の所得と均衡する農業所得を実現している農民層の農家とほぼ合致する。その推移を見るとおおむねこの間の変化を見ることが出来る。大さっぽに言うと、一九六〇年時点は圧倒的に稻作部門に自立經營が集中し、地域的に言えば東北・北陸をその最先端にもつ上層農民層の形成があつた。それが一九八〇年までにどの様に変化するかと言うと、部門別には、稻作が激減する一方、施設園芸・酪農および野菜が若干伸びる（表2）。基本は施設園芸と酪農が稻作の後退をカバーして伸びて来る。地域的には、北陸が大きく後退し、関東（とくに北関東）と九州（とくに北九州）が伸びる。関東・九州はいずれも施設園芸と酪農をもち、さらに工芸作物をも加えた稻作以外の部門の展開のいちじるしい地域で自立經營的上層農が形成されてくるという過程であった。この北陸の潤落と北関東・北九州の上昇が、この間の日本農業の変化を象徴的に示すものと言えよう。ところで、全国的には稻作農家の後退はいちじるしいが、東北の動向には注目を要する。六〇年から八〇年の間に、東北でも稻作自立農家は漸減するが、依然、全国の地帯別ではかなり強固な地位を保持している（表3）。東北の稻作のもつ強固性は、そういう全体的後退のなかで、なお稻作が日本農業の一つの基幹としてあることを表示している。

販売額区分で見た動向は、厳密に言えば所得率がそれぞれの部門により異なる訳だから厳密性を欠くものと言わざるを得ない。その点を補うため各部門別の所得率を掛けて推計したのが表4・5である。これらが示す基本傾向は前の指摘と殆ど変りない。ただ総体的に稻作と工芸作物および露地野菜の地位が上昇して、酪農・養豚・養鶏などの畜産の地位が後退するということはあるが基本傾向は変

らない。それが基本法農政以降二〇年間の自立經營育成政策の結果であつた。

表5の右はしに八〇年地域農家総数に占める自立經營率を表示した。基本農政の始った年とほとんど変わらないか、或いは、若干それより後退する様な形で自立經營農家の多が出て来る。ここでも東北、九州、関東がかなり高い地位を占めている事実は変わらない。

次に經營耕地面積区分で見たばあい、この間の変化がどうであつたかを次の表で見てみたい。ここに表示したのは2ha以上農家への土地集積率の推移である。五五年以降かなりの面積が2ha以上農家に集積されている。都府県では集積率は倍増を示す。東北では集積率は四六%に達し、この期間にかなりの階層分解があり上層農家への土地集積が進行した。だが他面、その絶対的水準を見ると、都府県平均で、戦前（一九四一年）が二二・三%、一九八〇年が二五・七%で、地域的ばらつきはあるが、基本的には戦後これだけの期間をかけて、ようやく農地改革で一層小粒化された零細經營を戦前期水準に巡回復するに止まつた。これが日本の分解の水準であった。他方期待されている借入地による農地集積の程度は、中味としては、下層農家が借りて居る段階から上層農家がより多く借りる方向に逆転して來ている。その限りでは、自作地の移動よりも賃貸借による移動の方がはるかに階層性を帯びた移動であると言つてよい。しかし、その到達水準を面積率で見ると、2ha以上農家の經營耕地に占める借入地面積割合は、都府県平均でわずか七・六%、とくに、基幹的農業地帯である東北・関東は四・三%とか六・二%という水準に止まつて居る。大きいのは近畿、山陽、山陰、それから九州、東北などである。しかし他の階層との対比のなかで集積率を検討して

みると、上述の地域はかなり上層のシェアが小さい。例えば近畿は、全体の借地面積に占める2ha以上層の割合は一六・七%でしかない。つまり、近畿における借入地の土地移動はかなり古い形態の借入地を残したまでの面積の大きさであると言わざるを得ない。他方で東北はベラボウに高くなります。これは新しい形態を反映している。つまり、東北で借入地で動くばあいには、その過半が2ha以上層に集積される形で動いている。しかしながら、そうやって借りた借地の上層農家の経営面積に占める割合は四・三%でしかない。つまり二つを整合的に、全体的に借地の流動化率が高く、かつ、上層農家にその土地が集積されているという並進的な動きを示す地域は今の所一つも登場しないといふ段階に止まっている。

こういった分解形態がどういった動態過程のなかでもたらされたかを見たのが表8である。梶井・伊藤・中安・今村氏が執筆した一九七五年のセンサス分析の時に「構造変化への予兆が見られる」ものとして七五年センサスは分析された。その七五年センサスは農民層の動態としてみればどのポイントを捉えたものであるかが明瞭にでてくる。農民層の分解というのは、経営規模の変る農家が多く、かつ下降する農家が多いほど上層農家の形成はいちじるしい訳であるが、傾向的に言うと、七五年迄はそういう動きが強まってくる過程である。表8の都府県合計を見ると、不变農家率は五五年から七五年までどんどん下がっていく。同じく下降農家率はこの間に増加している。つまりこの間は、農民の内部の動向として分解の激しく進行する時期であった。だから七五年センサスの分析は、日本農業、日本の農家が最も激しく変貌する時間をつかまえ、分析し、それを作り変化への予兆として捉えた。しかしながら七五〇年にかけ

てそれは見事に反転してしまった。不变農家率はふたたび上昇し、六〇・六五年に逆戻りする。他方下降農家率は同じく六〇・六五年の水準に減少する。それ故七〇・七五年に見られた動態は、七五・八〇年をどう位置づけるかにもよるが、少なくとも八〇年センサスに見る限り構造変動を一層予兆するような方向で展開することはなかつたと結論せざるを得ない。

こうした全国都府県の動向に対し、北海道は激しい階層分解をとげている。少なくとも経営規模や粗生産額構成で見る限り、膨大な上層農民層を形成させた地域である。そこで分解形態はどうであつたかと言うと、五五・六〇年で既に半数の農家が不变農家であり、その後三七%までこの比率が下がつて行く。次に下降農家率を見ると三〇・四〇%の農家が下降している。他方、上層への移動率はかなり明瞭な階層性をもつて大きい農家が一層上向して行く事が示されている。所が、都府県の場合には、下降農家率を上向農家率が上廻る階層がついに一度も形成されないまま今日に到つてゐる。それ故、都府県と北海道とでは分解の内容が全く異なつてゐるのである。梶井さん達が七五年センサスを分析した時点でも尚かつ北海道的な分解形態へ移行し得ないでいた。そしてそのままさらに停滞する状況に反転してしまつたというのが八〇年センサスの把えた農民層の動態であった。

こういった農民層の分解の結果、日本の農産物の販売額構成あるいは土地所有の構成のなかで上層農家のシェアは六〇年以降どういう風に変化したかを表7に示しておいた。経営耕地面積で言えば、戦後それなりのテンポで上層農家へ土地は集中されて來ている。しかしながら、一九四一年との対比で分る様に、ほとんど戦前期の水

準と変わらない程度でしかない。農家戸数でみると2ha以上をとつても八〇年段階でまだ七・三%でしかない。あるいは、米の売渡農家だけに限定したばあいはどうかと言えば、これのびてはいるが2ha以上の販売シェアが二〇%弱でしかない。これはごく最近になると、つまり八一年まで売渡階層別の構成をとつてみると、上層農家比率はどんどん下がつて来ている（表9）。一万二千ha以上の販売農家（二百俵位出荷する訳ですから大体2町5反以上位の規模と見てよい）のシェアは七七年がピークで二二・九%を示すが、八一年には一四・三%にまで下落した。これはたしかに冷害の影響その他がある訳だが、全階層に亘つて冷害は影響する訳だから、少なくとも米価のすきと減反政策下で上層農民層に稻作の生産力を荷わせるといふ政策は破綻し、むしろ逆行していくと言わざるを得ない状況となつてゐる。

以上が全国的統計から見た戦後なしし基本法農政以降の農民層分解の状態である。米も果樹も大体同じであるが、いわゆる耕種農業に限定して言えば、基本法農政以降の一貫した上層農民への土地集中政策の展開にもかかわらず、その結果は自立經營農家数といふ指標でみても、あるいは、米の販売数量の構成比からみても、上層農家の個別展開を展望させる様な方向には動いていない。

他方、酪農および施設園芸のはあいには、先に述べた様に自立經營農家数が激増している。酪農では自立農家数は五〇%、ちなみに稻作は一・六%である。養豚が三四%、養鶏五六%、施設園芸が三一%である（表4）。このことは、これらの部門で激しい階層分解がこの間あつたことを示している。これは基本的には、專業的家族労働力を保持しない限り、つまり專業的な経営としてしか生活と経

営の再生産を行うことが出来ないような部門の場合に共通してこうした激しい階層分解が見られ、結果的に大規模農家を形成させるといふのが戦後日本の農民層分解の特徴である。残念ながらそれは、北海道と都府県の開拓地を除くと、何れも余り土地に制約されない部門でしか進行しなかつたということになる。

以上が統計からみた階層分解の特徴である。もう一つ、全国を地域別に見たばあい分解はどういう形態で進行したのかをざつと見ておきたい（表10）。

三、上層農家形成の地域性とその類型

表10で見たばあい、全国の上層農家がどういう所に分布しているかと、北海道のはあい、道央が稻作單作的地区構成を主流とした田畠作經營、道東が酪農と畑作中心で、いわば畑作經營、畑作酪農經營あるいは酪農専業經營、道北のはあいは牧草が主体で畜産した田畠作經營、道東が酪農と畑作中心で、いわば畑作經營、畑作酪農經營あるいは酪農専業經營、道北のはあいは牧草が主体で畜産所である。青森のはあい、西津軽北津軽の稻作經營と南部地方三戸上北を中心とした田畠作經營である。岩手は県北・零石から北の開田地帯。宮城は県北の稻单作地帯。秋田は県南および由利の稻作地帯。福島は開拓地を含んだ市町村と会津平担に出てくる。新潟は蒲原平担部。栃木は那須山麓を中心とした県北の酪農および開田地帯である。富山・石川・福井には点在的にしかも、茨城・千葉がかなり多い。これは利根川沿いの水田地帯と畑作地帯である。茨城県は大体利根川沿岸市町村、利根・河内・新利根、東などで、それか

ら鹿行農業地帯に一部入ってくる。千葉は、千葉市北東部、香取、印旛が入ってくる。西南日本では熊本が圧倒的に多く、熊本と沖縄が多い。沖縄は島嶼部に大経営が多い。熊本は菊池台地に集中している。

概言すると、東北および新潟のはあい、藩政期に開田があつた地域に上層農民層が形成され、殆んど他所からは登場してこない。今一つは従来の畑作馬産地帯で戦後開田された地域、これは岩手県北部と青森南部および栃木県北といった所がその類型に入る。熊本・阿蘇山麓にも戦後、畑作馬産地帯から転換して大規模經營になつた地域がかなりある筈である。そういった地域に可成り限定されている訳で、戦後のいわゆる階層分解の結果、上層農民層が支配的な地位を占めていくといった地域は、北陸・近畿・東海といった借地經營がかなり広汎に出たと言われる所でも市町村としては一つも登場しない所に、戦後階層分解の停滞性を見ることが出来る。

全国的特徴は上述の通りである。そうしたなかで今日の上層農家の類型化を行つて見よう。北海道と府県の開拓地の装置型酪農や開拓地の野菜作を除いて考えたばあい、ほぼ今日の都府県の上層農家類型を以下の様に押えることが出来る。一つは新田型の自作上層農で藩政期の開田型である。これは宮城仙北と青森県の岩木川沿岸、西津軽郡と北津軽郡、それから山形の庄内、新潟の蒲原、こういう所が典型的な地帯である。これらの地域は藩政期に可成り開田が進み、宮城県北は昭和戦前まで継続する様だが、その藩政期開田型が一つの大経営地帯として存立している。今一つは戦後期の開田開畠型であり、先述した様に、青森・栃木・熊本に見られる。今一つは古村型自作上層農で、これはピラミッド型の村落の農家階層構成の

なかの頂点に位置する農民層であり、戦前の耕作地主層ないし本家層が圧倒的に多いのが特徴である。これはどの地域にもの集落でも一戸や二戸はいるそういうタイプの上層農である。最近出て来たものとして、代替地取得型自作上層農がある。これは転用で可成り高い値段で自分の土地を売つて、その二倍三倍といつた土地を外部に拡大して行くタイプである。それからもうひとつが、自小作型上層農である。これがいわゆる借地型上層農と言われているものであるが、これが層として形成されているのは北陸に一番多い。その類型を示したのが三枚目右側の諸表である。古村型として示したのが蒲原中之口の打越で（表12）、ピラミッド型構成の上層の大経営農家に対し一町以下の下層が作業委託している姿が示されている。これが全国で一番多い村落のタイプである。いま一つは右上で（表11）昭和三五年に三三万のうち三町以上一六万（天竺堂）、あるいは二六万のうち一〇万が三町以上（桑山）という形で、いわば上層農家集落として固定してほとんど階層分解を見せない。このタイプがひとつある。今一つが代替地取得型で新潟市郊外小針を例にとつてある。この集落の一反当面積は、農地改革時四町二反、昭和五二年四町六反である。つまりほとんど都市化された集落でありながら代替地取得によりこういう規模を維持している。なかには二三町とか九町とかいう特大経営もある。こうしたタイプも全国各地にみられる形態である。それから自小作型であるが、表14の岩室村三集落の半数以上が自小作経営である。そして上層農家の経営面積拡大率が極めて高い。弥彦村の二集落のはあいも同じである。こういう所の特徴は、そのすぐ近くに衰退して行く集落をもつてゐるということである。これらの衰退集落がその周辺部の農民層の借地の餌食に

なっている。岩室村和納のばあい、六〇年に二四三haあった経営耕地が七五年には一八二haへと六〇haも減少して行く。一方で原は経営耕地が六〇年の五八haから七五年の七〇haに拡大して行くのである。そういうなかで自小作型上層農が形成される。

ところでどういう類型差は、同じ地域でも集落単位の地域性をもつて出ているというのが特徴である。次頁の西蒲原の経営耕地三・四ha以上農家の表にみられる様に（もつともこの表は町村単位で示してあるが）、同じ蒲原のなかでも、先に新田型上層農集落として紹介した西川町のはあい、上層農家率が一六・九%と極めて高く、その戸数も一三六戸に達している。これらの農家のうち借入地が全くないのが一二二戸と、その割合が極めて高い。こういふいわば、自作上層農民村落を多く抱えた農村がある。ところがいま紹介した岩室、弥彦などの町村のはあいには、弥彦は上層農家四四戸のうち借入地のない農家はわずか七戸で、一町以上借地のあるのが一九戸、大体半分を占めている。岩室のはあいも一町以上借地のある農家数が四七戸ある。つまり上層農家で小自作と区分せざるをえない農民層を生み出す程の借地形態の展開がある。これは村研に正に関係があるのであるのだが、家解体的農家が激増する地帯でこういう現象が起る。

家の継承性を失った農民層が、その集落ないし近傍にどれだけ形成されるかがこの借地率を決めるかなり大きなポイントとなつてゐる。今一つ戦後開田型の典型が栃木県の黒磯の表である（表15）、戦後の土地移動の開田の欄に見るよろに、今日の八haの経営農家は戦後の開田によつて成立可能となつた。ただこれも村研との関連でいふと本分家関係で本家層が圧倒的に上位にランクされてくる。つまり本来の本家層、耕作地主層が戦後開田地帯のはあいには平地林をも

もつていたが故に今日の上層農家の圧倒的部分を構成するといつた関連は非常に高い。以上の様な類型を区分することが出来るが、そうすると今日の上層農民は残念ながら依然として戦前期に与えられた土地所有の条件に規定されてしまつた。つまり、借地型上層農の本質は、資本が土地所有を従属させて行く所に、あるいは、少なくとも両者が共存するとしても資本が土地所有を支配して行くというような状況のなかで形成されるのが本来の借地農への道であるとすれば、あるいは、労働主体が土地利用を支配して行く形態が集團的的土地利用であるとすれば、そのいずれもなく、今日の分解状況は依然として土地所有に規定される形でしか日本農業の荷い手層を形成させ得なかつたことを示している。これが上層農家の分析の一つの結論である。こういふ状況のなかで今後NIRA報告で言つようとする借地型上向展開の可能性はどう言う形で与えられるのか。あるいはそうした可能性が存在するのかしないのかといつた点についての検討に移る。

四、上層農展開の可能性と集團的的土地利用

まず表16は農家経済調査からみたもので、一九八一年の稻作一経営農家についての考察であるが、これで整理する限り、今日の上層農民の所得は五ha以上、つまり平均水田面積七haの層で、農業所得による家計費充足率がわずか八〇%である。七ha平均は日本では稀有な経営であり、この層でも八〇%しか充足されない。三・五haという一般的上層農家層の充足率は六二%である。これは勿論冷害の影響もあるが少なくとも七九・八〇・八一年を取る限りこういう

数字になる。八〇年は以上よりもっと低かった。また六八年からの数字は、最近急激に、とくに第二次生産調整以降こういう経済状態に落ちいったことを示している。農業労働一〇時間当たりの農業総生産を見ても、七haという最上層農家の一〇%当たり所得が常用労働者の平均賃金水準を若干下回るという状況である。

他方収益指標の方から見て借地形態での可能性があるかどうかを見たのが表17である。これは、八一年米生産費調査にもとづいている。この表では労働生産性の階層性はかなり鮮明に出ている。しながらそれでも家族労働8時間当たりの労働報酬を見ると、二・三ha層がピークで、三ha以上層になると下がってしまう。だから未だ若干不安定な所を持ちながら階層秩序が貫徹しているといふことになる。ただ、収量格差はほとんど見ることが出来ない。つまり土地生産性だけを取れば、上層も下層もほとんど変らない（②の粗収益および玄米収量）。それ故上層の優位性は専ら労働時間の短縮と機械コストの低減によつて実現されているのである。

そういう点を踏まえて生産費調査で言う最上層農家である三ha以上層の地代負担能力を見ると、支払地代が二俵になつたばかりで家族労働報酬は一日七、六四二円にしかならない。地代が三俵になると四、三八三円とさらに下る。二・三ha層が一番高いのだがこの層でも八千円と五千円といふことで、借地による規模拡大は、NIRAが想定するようにほとんど借地でやるばあいには極めて低い報酬しか得られないことを示している。今日の価格水準でさえこういう状況である。今日日本の都府県で五指に入ると言われる稻作の最高優良経営（九・五七ha経営）の調査結果を示しておいた。この経営の経営内容は大変よいのだが、この経営の労働報酬でも一・五七二

万円の水準です。しかも稻作の就業率は極めて低いのだからNIR A報告が言うような弁護士や医者並みの所得は到底見込みがないのである。これが農家経済調査の統計から見た今日の到達段階である。

今一つは農村構造、つまり、貸し借りする農家がどういう形で形成されるかといふ農村構造あるいは家族構成といった視点から見たばかりの検討である。五枚目に関連表がある。大きめに言って農地を貸付ける農家といふのは恒常的職員勤務者と自営業者が圧倒的に多いのが特徴である。福井や石川の貸借の激しい農村の貸している農家を見ると、燃糞糞とか機屋とかいう自営業が展開する地域でかなり農地の貸し手がいる。それから、全国的一般的にいえば職員勤務層、役場、教員、農協、国鉄、県庁といつたホワイトカラー層がいるところ、つまり、農外自立型の農家層が貸し手として登場する。もう一つは家解体型の農家、つまり世代の継承性がなくなつて今残っている夫婦なりひとり住いの年寄がなくなつてしまえばその家は村から消えてしまう、そういう農家が形成されたばあいである。この二つのタイプが圧倒的に多い。

そういう観点からの離農の可能性の検討であるが、ホワイトカラーリーの形成は特に農業地帯（九州、東北といつた）には公務的労働以外ほとんどない。あるのは恒常的賃労働者といふ形になる訳だが、これが誘致企業との関連で非常にふえている。これらの賃金水準を示したのが五頁の第1回職種・年齢別一日当り賃金である。公務的労働は初任給五千円からはしまつて五二才で課長位になり一万五千円程度となる。つまり四五度線をのぼつて行く訳です。誘致企業は初任給はほとんど変らないが、三五、三六才までに一万円近くまで上がつて斜になてしまう。これは大体出稼ぎの切り売り労賃に

対応する所で止まる様です（大体八千円～一万円）。女子のはあい、縫製工場、弱電関係は大体地域の最低線上に年齢と関係なしに横道になる。あとは地域の土方労賃が五千円前後です。これは秋田の調査だが島根・熊本についてもほとんど同じ表が出来ます。地域労賃市場の模式図が大体こういうことだと言つてよいかと思ひます。

つまり農外自立型は労働市場の拡大にもかかわらず基本的農業地帯では形成されなかつたのです。もう一つは家の継承性です。これは東北のはあい。今以つて極めて高い。それを示したのが第8表です。二〇歳以上の同居者が二世代以上の世帯がほとんどこれに該当します。先に岩室村のある集落では、二三戸のうち五戸が世帯主ひとりだけでしかも四六才以上という、家解体に近い農家がこの集落に形成されています。こういう集落がいくつか岩室にはあります。そしてそういう農家が全部貸し手に廻つてゐる。これは、一旦村のなかでどこかの息子がそういうことをすると比較的し易くなるという話をここではしてしまつた。だから地域や集落でまとまつて出るといふのは、そういう最初のきっかけが作られてのことです。ただ、これは子供が少なくなつてゐる今の段階では、全国的に普遍的にある訳です。普遍的にあつて非常に早い時期に加速化する所と、いせんとして東北のようにそういう農家を形成させない様に頑張つてゐる所との違いがある様ですが、どの地域でもこういう農家はほつぼつ出て來ている。その限りでは借地形態は進んで行く可能性が、家の世代の継承性との関連で出て来ると推定されます。

こういう状況のなかで、一般的に言うと、比較的西日本の下層農家が土地の貸借関係が多く、東北を中心とした東日本で作業受委託が多いという構図が、今の下層農家の対応として出て来ます。それ

はどういう論理で考えたらよいかを見たのが次の図です。つまり、東北のはあいに家が継承されてあとづきが残つてゐる。そのばあいあとづきが土地を貸して兼業に専念するか、そうではなく部分的に作業委託して農作業を継続するか、という選択のなかで、東北の農民層のはあいには未だ多くは作業受委託の段階に止まって賃貸借関係にまで進んでいないという状況がある。そういう論理を経済的論理として考えてみるとどうなるか。ひとつは農外の賃金水準の問題がある。これは先の図に見た通りです。もう一つは農業内的論理として見たばあいです。上の図が作業受託料金とオペレーター賃金との関係です。これは東北、北陸、近畿、山陰、北九州という順にならべてある。当然のことですが、作業料金は基本的に地域の労働水準に規定されます。ですから水田の収量に関係なしに労賃の高い所が作業料金が高い訳です。つまり、労賃水準の高い地帯は相対的に作業受委託は不利である。逆もまたしかりです。いま一つ、支払い小作料の水準はどうかといふと全く逆のカーブを描きます。これは何に規定されたカーブかというと、基本的には反収水準に規定される。だから逆のカーブになります。このカーブと生産費調査から見た剰余の関係はどうかといえば、受取り地代の水準を示すのが黒線ですが、東北のはあいには剰余が受取り地代よりも上に来る。つまり、稻作を自分でやつた方が小作料をもらうより所得水準として高いのです。逆に北陸から近畿にかけてはかなり下に來てゐる所が多い。これは自分でやつて得られる稻作の剰余よりも地代でもらつた方が高いといふことになる。そして中国、九州に行くに従い東北に近い形となる。多分この序列が農業内部の経済的条件からみた借地関係展開の序列になるだろうというのが私の解釈です。ただ労賃の

高い所は転用が多く、土地に傷がつくのを恐れたりの要因が加わって近畿でも京都市以南では案外賃貸借関係は進んでいません。京都市以北、滋賀、福井、石川などで賃貸借関係が展開します。それはまた別な土地所有の要因に規定されての現象です。

この様に農村構造からみれば、しばらくの間はとくに農業的地域のばあいには作業受託を中心とした階層分解という方向で展開するのではないか。しかしながら、家解体的な農家層の形成はどの地域でも共通して起る可能性があるので、傾向的には借地関係が増大していく。ただ、その増大が農業生産の構造を変えるようなテンボで進むことはしばらくの間見通すことが出来ないというのが以上の分析の結論です。

個別的な上向展開が難しいといふ状況のなかで何を考えて行かねばならないだろうか。こういう状況のなかで農業の生産力水準を見たばあいに、今日の日本の農業生産力の水準は可能性としては極めて高くなる可能性をもつてゐる。しかし個別的な荷い手層を形成させる形で日本農業を構造変革させて行く展望が今見えた様に極めて難しい状況のなかでは、なんらかの形で集団的土地利用のあり方を考えざるを得ない。その限りでは今日の集団的土地利用論の一翼に参加して議論を進めたいと思う。ただそのばあい、集団的土地利用の枠組として何をおいておかねばならないかとことだけを今日指摘しておきたい。一つは、集団的土地利用といふばあい、地域の土地利用権の調整がどうしても必要となる。そのばあい所有権の移転は勿論あるが、支配的には、今日の地価水準を前提とすれば、土地の何らかの形での貸借関係が前提となる。貸借関係が前提となる時に、農地価格の高騰を前提にして土地の流動化を展望する議論があ

ります。これは、その限りでは伊藤喜雄もNIRAリポートも多分梶井さんもそうなのだが、そういうことを前提にして借地形態を展望して行くやり方です。この議論は決定的に間違っている。たとえばNIRAリポートでは、農民は農地を資産的に保有しているが故に賃貸借を選択することになると展望しています。これは農地の賃貸借を保有資産の運用として考える考え方です。だが、資産の保有から運用を考えるという視点に立つたばあいには、農地が農地として利用される必然性が全くなくなってしまう。何故なら農地の資産運用の仕方からいえば農業的生産ほど地代形成力の低い部門はない訳です。林業的生産を除けばそれは最低の運用形態です。つまり、それは転用を切望しながら借地形態が形成されるという、いわば農業後退を前提にした借地関係の展開を前提にしていくという意味で決定的な間違いなのです。ここで最初に提起されなければならないのは集団的土地利用の枠組の第一として公権力の役割をどう指定するかという問題です。公権力の役割といふはあい基本的には農地法にもられた耕作する者こそ所有者であるという理念の延長線上にその枠組を考えなくてはなりません。同時にこれと関連して、農地は農業生産の場として最も保全するというのが農地法のもう一つの精神であります。これも今日の段階で強調されねばならないことです。これは多分転用規制の強化といふことで具体的に考えられねばならないことです。この二つの事を公権力の役割としてまず考えねばならない。

もう一つは地域性の問題です。これは六枚目に表を作つておいたが、たとえば東北という形で議論するばあい、同じ東北でも全く権限が異なった地域性を帯びて地帯構成がなされています。東北のは

あいでも稻单作地帯、これは大体藩政期に入会地が開田されて稻单作的形状がつくられた地帯です。これは藩政期の米の需要に対応して形成されてくる以前の稻作養蚕地帯、今日の稻作果樹地帯です。もう一つは明治末から昭和戰前期あるいは戰後にかけて、周辺部の入会山に桑やリンゴが植栽されて形成されてくる以前の稻作養蚕地帯、今日の稻作果樹地帯です。もう一つは旧来の稻作馬産地帯で、そこから今日的に推転した稻作園芸畜産複合經營地帯に大体分けることができます。それぞれの地帯に所属する農業地域名は図9-1に記載されております。この図で見るようすに、一戸当り生産農業所得と農業粗生産額に占める米の割合(つまり米作率)との相関には地域別に大きな差異があります。この地帯形成の違いは土地利用構造の違いである訳ですが、同時に村落構造の違いもある訳です。

これを三つの地帯、庄内、中津輕、遠野について示しておきましたが、ごく単純に言いますと、水田は一番分家の少ない地帯です。だから水稻單作地帯の面積が大きいのは、兼業場面の形成が一番遅れ、田を分けることと生活水準が下がることが同義である様な地帶です。それ故、ここに示した集落は一戸をのぞきほとんど藩政期に形成された農家だけで形成されています。庄内はこのタイプの農村が非常に多いです。もちろん何戸かは戦後分家もありますが、これに対し遠野のような稻作馬産地帯は、早くから兼業場面が形成され零細な耕地を貰い分家形成が可能となつた地帯です。ここはツリ状に枝葉のように分家層が本家を中心に形成されてきており、戦前期のヒエラルヒッシュな村支配の構造は典型的にはこういう所に現われて來ます。だから多くが稻作馬産地帯を事例対象として議論するから、東北が極めてヒエラルヒッシュだということになるのです

が、逆に本百姓が形成され、それがそのまま村構成を維持して来た庄内などをとれば、ヒエラルヒッシュなどとはそう簡単に言えないとになります。稻作養蚕・稻作果樹地帯はどうかと言いますと、果樹や養蚕が兼業場面と同様な役割を果して分家がかなりでてきました。しかし稻作馬産地帯ほど多くはありません。これは明治初頭の經營面積にはっきり現われております。つまり九戸郡などが一番大きいのです。つまり兼業場面がはっきり形成されるまでは、正に生産力の低い地帯ほど農家の經營面積が大きかったのです。それが明治以降細分化されていくて集落が形成されて来ます。この集落構造の違いは戦前期の乙名層による談合で村落運営がなされるという形態をずっと保持させることになるのです。しかし戦になつて、とくに一九六五年以降商品作物が入つてくる段階で、結集の場面が乙名の支配から商品作物の生産販売にかかわつてくる農協を中心とした結集体に変化して行きます。それが、民主的な農協が住田とか志和とか田子とか、旧来の稻作馬産地帯から出てくる所以を説明するのではないか。

そういうた極めて多様な地域性のなかに村落構造があり、村落の本分家関係に規定された所有面積序列、山林所有をふくめ極めて所有序列が明瞭です(表を見よ)。そういう構造ともう一つ土地利用の構造が全然違つてゐる訳で、こういった違い、そういう発生史から規定される地域農業のあり方、この点が集団的土地利用を考えるばあいの枠組の第二であります。

第三は、公的権力の役割と地域的個別性とをにらんだ上で農民層は何を課題とせねばならないかです。これは、すでに形成されてい客観的な生産力水準、それは未だ一般化しない訳ですが、稻作で

言えば、一五ha経営で非常に生産性の高い経営が現実にあります。施設園芸でも今ですと二〇トン三〇トンという反収をあげる経営が形成されてくる。乳牛でも八千kg、九千kgをしほる経営が形成されてくる。そういう生産力水準は、公害とか地力問題を抜きにして議論するとすれば、それぞれの農民層が実現すべき生産力として課題として設定すべきである。そのばあい、そういう課題に応えるための土地利用のあり方、地域的結合のあり方が何かということを考えゆくことが正に集団的土地利用の中味の問題である。そのばあい機械の利用形態、梶井さんが想定している様な南網走の機械利用組合のはあいには、機械化の段階が組作業を必然化する様な状況のなかで中農層の形成として生まれてきました。これは北海道に非常に多い形態です。北海道のばあいは既に昭和戦前期に集落形態が、機能的地域的な農事実行組合型に変化し、政策のストレートを受け皿が形成されてくるのです。つまり、庄内団体だとか近江団体だとか香川団体とか言う入植時代から、昭和戦前期に産業組合、農会といつた段階になりますと、農事実行組合型に集落編成が行われて機能的な集落構成を取つて来ます。そういう集落の歴史的なあり方のなかに農政がおおいかぶさつて来て、三五年以降になると、近代化農政の先駆として先述のような階層分解とともに生み出します。そこでは、今日の機械化段階に対応した一つの結合体をとつてくる訳です。これが個別経営の自己完結性が弱まつた部門で形成されてくるというのが特徴です。集団的な機械の結合にして來ます。そこでは、勞働力にしてもそうなのです。北海道のばあいはそういう現象形態をとりました。府県のばあいそれがどこで問題になるかといふと、一つは労働力の問題です。下層農家の労働力

はかなり農業から離反しています。下層といふか大部分のと言うべきでしよう。そこをどこかで集団でカバーせざるを得ない。それから、今日の機械化段階はすでに個別農家の枠をこえていい、あるいは、超えられてしまつた農家が圧倒的多数である。そういう生産手段の問題があります。もう一つは零細私的所有、零細分散耕園の問題。これが一番難しい問題ですが、この結合のさせ方は農村のなかに一つの規範としてありました。土地所有といふのはたしかに私的所有権であり売買の可能な商品であるのですが現実的には農村での土地所有は登記した個人が自由に売買できるものとしては、ずっと観念されて来なかつた。言つてしまえば、これは親からゆずられて自分の世代が自分の登記名義の土地を耕作して次の代にゆずり渡して行くという、そういう規範のなかで農地所有が継承されて来た訳です。だとすれば、今は耕作と所有が一体化されていましたから自作農的な形で継承されて来ましたが、そういう個別農家としての完結性がすでに崩壊してしまつた地域、あるいは、崩壊しつつある農家が傾向的にふえて行く段階にあつては、利用権 자체がそういう形で観念されねばならない。そのばあい利用と所有が分離する訳ですから、いわば一世代あづかり的土地利用権あるいは一世代あづかり的土地所有権といふ観念のなかで個別経営の枠をはみでた所でその継承性を考えてゆかざるを得ない。そういうあり方は、実は農民のなかにありますて、たとえば熊本県の小泉さんが紹介している福本集団は比較的それに近い形で地域の土地利用を考えています。そういう総研の川口さんがよく言う過去からのゆずり受けと将来のゆずり渡しという概念を土地利用権まで拡大し、かつ、個別農家の枠をはみ出た地域レベルまで拡大して調整して行くことがそこを考

えて行く一つのポイントとなるのではないか。

以上の三つのことを柱として集団的・土地利用の中身を考えて行つて見たいというのが私の考え方です。

△文責は事務局。図表は省略▽

討

論

司会者 高橋正郎 氏

黒崎 東北の稻作単作以下三つの地域のうち明治のはじめに經營面積が一番大きかったのはどの地域だったのですか。

宇佐美 畑作馬産地帯です。九戸郡などは約三町ありました。

高山 上層農形成の問題には私も大変興味があります。また、上層農形成を地域性とくに発生史的には村の構造を、あるいは、地帯と言ふことと関連しながら御説明を願つた訳です。

そこで具体的なことです、北陸、たとえば砺波平野などもかなり蒲原に近い様で、水害地帯であり新田が多いにもかかわらず、あるいはそれだからでしょうか、可成り借地經營が拡がっておりますが、この表(10表)の限りではそれほど展開されていないようです。この間富山県に参りまして、今の借地の進行状況を県でまとめた数字を見ますと、非常に急激な形で展開してゐる様です。そして稻作經

營者連盟がかなりの戸数で出来てきています。こういう具体的な状況を考えてみておりますと、問題はNIRAI的なとは申しませんが、上層農形成の可能性を最後に言われた枠組のなかで集団的な土地所有という形での生産力の形成を考えるか、それとも、実際に高い生産力を、稻作にしても、畜産にしても、施設園芸にても、あげているのは個別經營ですね。そうなりますと、やはり個別經營的、資本主義的な大きな枠組、現段階の日本資本主義ということを考えると、やはり商品生産の論理をテコにして市場経済的メカニズムの貫徹を考えて行くとすると、個別經營の活力をどう評価なさるのか。この辺がわかれ目になるかという気が致します。最後に言われた具体的な事例から言うと、どうも個別經營の生産力水準の方が高いのではないでしょうか。この辺をどの様にお考えになりながら集団經營、集団的利用を位置づけて行くのでしょうか。

宇佐見 私は集団經營ということは余り考えておりません。先生が言われた形態になることもあります。つまり、一戸で15haあつて極めて生産性が高い經營があります。それを一戸でやれる様に農民層分解が進展している地域のはあいには、そういう方向にしか行かないと思ひます。ただ、ちうならない地帯が広汎に存在する訳です。未だ支配的そのものです。それはあい、經營が1haしかなく、その經營が機械を入れて、これだけ生産費がかかつたからこれだけの米価をよこせと言う訳には何時までも行かないでしょう。そういうばあい、そういう一戸がいくつか集つて、たとえば一五haが機械に見合つた生産性の高い形態であるとすれば、そういう作業体制を組めるような利用調整を農民がせざるを得ないでしょう。そばあい、それをまた一戸でなり形態もあると思ひます。たとえ

は安城などはそういう形で進んでいた様です。そうではなく熊谷町の様に、女性のオペレータ集団をつくって一五haなり二〇haなりを集団で耕作して行くばかりもあります。このばかりも生産性は基本的に変らないと思います。そういう多様な形態がそれぞれの地域の農民層分解の進度に応じてあり得るでしょう。ただ実現せねばならぬ生産力水準は社会的に規定されてくるのであり、その課題を地域で個別的に実現するか、今言つた様な意味で集団的に実現するかは正に地域性によつて違つてくると思ひます。

高山 その所がもう一つ分らないのです。その地域性の問題を、したがつて綿谷さんのなのですが、それが過渡的な形態、つまりある一つの段階としてお考えになつてゐるのか、それとも、現実のなきの地域性だという形で限定してとらえておられるのか。日本農業の展望といふことになるとそれは段階的性格をもつのではないかな。

宇佐美 それをどちらかと言うことが間違つてゐます。現実の農民層分解の形態が、たとえば 波のばあいには今言われた様な形で個別経営が形成されており、他方こちらでは兼業状態も極めて不安定でかなり農作業に従事する人が大多数居るという様にちがつた状況がある時に、それでもなお出来る限り一五haなり二〇haなりを一つの作業単位としてやつた方がよいといふことが客観的な要請としてある訳ですから、こちらは集団的に生産組織を作つて対応し、そちらは個別経営に任せたという風に対応が異なつてくる。この集団的に対応した方が、ある時期に一戸の農家が全部請負つてやる個別経営が全部形成されでくるのですよと、何故言わなければならぬのでしようか。

高山 そのばあいにやはり戦後日本資本主義の構造性の問題と関連

して労働市場はどうなるか。その問題ですね。一つは。

宇佐美 基底はそうだと思います。

高山 それでは労働市場について、今の低成長のなかでどの様な形で安定的な就業構造が地方的にも形成されるのか否か。正に現代における資本蓄積構造の問題をどう見るのか。こうした問題との関連で地域性として考えるか段階性として考えるかの差が出てくるのではないでしようか。

宇佐美 非常に大きな規定性のひとつでしょうね。ひとつであつてそれだけでは説明出来ないと思うのは、稻作だけの地域はそういうシェーマで考え易いのですが、そういう地域は東北の様な单作地帯をとつてもそれほど多くありません。皆他の作物なり畜産なりがくくついた形である訳です。そうすると一つの経営だけが全部をになう可能性というものは、借地関係だけで考えて行けば労働市場の展開が条件として大きいかもしませんが、もう一方で経営部門を開きまとと、施設園芸でも畜産でも野菜でもよいのですが、そこに専従的な労働力が張りついていますと田は一haそこそこしかないが、これららの經營部門を中心につつとやっていくという形態の所は、機械だけは共同で利用するという形で残つて行く訳です。そういういづつかの要因があるわけですから、これは所詮過渡的なもので一戸の一五ha経営になります。これが経済的必然性でありますとは到底言えないでしようし、言う必要もないでしよう。そういう風に移行する所もあるでしょうが、しかしながら長期に亘り移行しない所もあるでしようとしか当面は言えないでの、そのシェーマに乗る訳には行かない様に思います。

司会 司会から申し上げます。恐らく一つの論点として世代交替の問題があります。伊藤喜雄氏は構造政策そのものは間違いでなかつたが時期が早すぎたと言つていますが、二つのタイプの貸付農家のうち、家解体型が世代交替を通じて相当ふえるのではないかどう

展望をもつてゐる人も少なくないと思ひます。その辺はどうでしょ
うか。

宇佐美 その限りでは借地関係は進展するだらうと思いますが、それが全体の構造を変えるようなテンポで進むかと言うと、いま就業調査などで家の後継者の数字を見ていますと、少なくとも家の後継者としてはかなりの数が確保されており、その名はほとんど減つていません。その限りでは家に残つた人が勤めながら農家をやろうといふことになれば、そう簡単には変らないでしよう。ただ、他面、今迄の昭和一ヶタ世代の様に勤めもし朝晩の農業もやってとう馬鹿なことをしない世代もふえて来ているということも事実とすれば、家の後継者がいともかなりの農家が土地を貸しに出すという可能性も否定出来ません。その意味でも傾向的に借地関係がふえて行くということは間違いないでしよう。ただそれが個別的に一〇haなり一五haなりの農民層を、あるいは五haでもよいのですが、そうした農民層を広汎に形成させていくというような構造変化につながる動きになつていなし、ならぬ可能性の方が強いのではないかでしょ
うか。

吉沢 いまの点に関連してですが、家の継承の問題以外に、先の御報告のなかにあつたのですが、農業機械が非常にコスト高になつてきしたことから、もうそんな金をかけてまでやらなくては形で土地を貸しそう、という形で貸出す。つまり農業機械生産手段

面からの要因が大きいのではないでしようか。

宇佐美 そうでしよう。米価水準がこうなつて来て、地価の方がそれに見合う形で下がらないとすれば、そういう要素は強まつてくると思ひます。

黒崎 先に集団的土地区画整理といわれましたが、それがひとつ教育訓練の場所にはなりませんか。そしてそれを経たあとで、もつと別の形の經營が、個別になるかどうか分りませんが、拡大してくる。先に北海道の実行組合にふれられましたが、あれがいろいろな技術革新の教育訓練の場になつてゐるのです。それから先生が言われたのとは違つてああいう形で村をつくりました、あれが村といえるかどうかは分りませんが、村をつくりたのは本当なのです。だから上から上からテコが入つてゐる内は村として機能する。それが弱くなるとばらばらになる。それが北海道の現実ではなかつたでしようか。これは戦前のことですが、こうしていつたん作られたパターンが次の世代にひきつがれ、それがまた新しい組織原理となるのです。

宇佐美 北海道のばあいは言われるよう、その時期時期の農政・生産力段階に応じて結合の形態や範囲が異なつて来ます。これが極めて機能的集団、それを本土のむらと等置してよいかどうかは本當は問題があるのですが、それは一応地縁集団であり、その範囲が機能に応じて伸縮する訳です。ただ日本の旧来のむらにその論理を適用するのは非常に難しいでしよう。

黒崎 賛成です。けれども、いま一つこうすることも考えられないでしようか。先に津軽にふれられましたが、最近福田アジオ氏の日本村落の民俗的構造という本を読みました。あの本で岩木川下流のむらがとり上げられております。それは藩のテコが入つてゐる時代

の村なのです。そして出来たりこわされたり出来たりこわされたりのくり返しになるのです。条件が悪いのですから終始洪水や冷害に悩まされます。そうして明治に至っている。そういう所こそ大字と農業集落との重なり合いが弱いのです。

宇佐美 岩木川下流域のどこの村のことか分りませんが、あの岩木川流域は藩政期に八百位の新田がたつた地帯です。新田を立てたばかり大体五〇年から百年ぐらい村として落着くまでかかるのです。その限りでいえば北海道の開拓は、藩政期の開拓の様なもので津軽のはあいと非常に似ている。だから今いつたような現象は岩木川の下流域でしたら当然ありうると思います。ただ私がとりあげたのは弘前の下湯口という古村です。

高橋明善 単作地帯の問題です。庄内で完全な集団的経営をやっていける部落があるのです。そのばあい、一体そこから何ができるだろうか。農業所得率五六%が六割位に上がる。しかし老人が全部労働力から排除されてしまう。年寄が働くことはよいことだということなのですが、わずか四・五%所得率を高めるためにライスセンターをつくり全ての機械を投入する。個人ではとても機械は揃わないから集団的にやらざるを得ない。兼業機会はないのです。やはりプラスの生産力形成がかみあってないと、単に集団的な土地利用ということだけ言つても何がでてくるのだろうかという感じがする。

宇佐美 今言われた限りで言へば全くその通りです。僕が集団的土地区画整理事業とか機械利用とか言いますのは、個別経営を全部解体して集団化してしまうことだけよといふ議論では決してなくて、集団的に対応しなければ客観的に要請されている生産力水準に対応できない部分

といふのが今の段階で非常に多くなつて来ている。その部分はその部分としてきちんと対応しない限り、個別経営でやつて高く出来るコストを全部価格に転化させて国民に要求することは無理だという意味の話として、個別経営の部門を全部切り捨てて集団化せよという議論では決してありません。それから、裏作の麦ができるような土地基盤を整備して、農民がそれを出来る技術を習得するという問題は、当然出来るだけそういう農業内の就業場面あるいは土地利用率の高度化といった問題を可能にさせて行く方向を考えるといふことでは全く同意見です。

高橋明善 志和の様にいろいろなものを入れている所で集団的土地区画整理事業を考えるとしたらどういう具合になるでしょうか。

宇佐美 あそこにしても条件さえあれば、稻作の機械過程などは集団的に処理した方がずっとよいだろうと思つています。部分的にはあそこでもあるようです。だから全く自己完結的な個別経営は今日日本のレベルでは可成り無理だろうと思ひます。一般的にはそういう状況でしよう。

長谷川 集団的土地区画整理事業のことは、あまり重きを置いて居られないかも知れませんが、一番最後にかかれた一世代あづかり的農地利用の問題です。説明では一世代預り的農地利用と所有を両方ならべられていて、利用だつたら分るのですが一世代的所有とは何でしょうか。

宇佐美 これはそもそも農家の土地所有は実態的には一世代あづかり的土地所有であつたろうということです。

長谷川 家の所有ではありませんか。

ですから自分の登記した代だけ自分があづかって次の代に

継承して行くという意味で、その主体から見れば一世代あづかり的土地所有であったといふ意味です。それは、今まで耕作することを前提にした、しかもその耕地で生活することを前提にした所有権であった。今そこで生活する条件を持たない労働力しかその家に居なくなつたとすれば、当然、耕作して生活する人に利用権をあづけて、自分の子供の代に農業をやるのだったままでそれを返してもらつてやればよいという論理で考えたらよいのではありませんか。

長谷川 世代をこえた所有と世代あづけ的利用というような形ではないでしょうか。

宇佐美 言い方をえればそれでもよいかも知れません。

高橋明善 世代のあづけというのはかなり長期的ですね。

宇佐美 これは比喩的な言葉でして、私の働く代は三〇から六〇までは先生をやります。そしてその間は作つていただきます。私の子供の代に農業をやるという時にはまたやればよいということです。それは一〇年でも五年でも構わないのです。

高橋明善 東北ですと中核農家数は三五〇万戸です。そのなかでありますのは「一・三%」です。つまり三三・三四戸の一集落あたり平均一戸ということです。山陽・九州に行くと七八%になります。一集落二・三戸が六五才以上の年寄りだけ住んでいる農家です。東北はえらいかたいのです。家解体型が報告で指摘されました。昔から一戸位はあったのです。

司会 宇佐美さんの報告では集落によつてそのウエイトがかなり違うといふことが重要な指摘ではないでしょうか。家は家の郷里が高知なのですが、家の郷里はこの解体型集落なのです。となりの集落は農外自立型です。その違いは土地条件なのです。つまり土地

条件がよいため教育程度が非常に高く、六〇代の人人が旧制中学を出ており、四〇代が全部大学を出ている。隣りの集落は湿田で曾ては悪かつた。そこで残つていて役場なんかにつとめている。こういう関係があるのです。

長谷川 先の土地あづかりの問題ですが、これは貸す方はたしかにあづけて次の世代までひきのばして行こうという考え方でしようが、借りる方の意識はかなり違うのではないかでしょうか。何とか自分の所へ入れて所有して少しでも規模を拡大して家産をふやして行こうという意識ではありませんか。

司会 それでは関連して。

松田 一世代あづけのことですが、いま自分はつとめており、子供が農業が出来るようになるまで耕作して欲しいといふ、そういうあづけは実態としては随分あるのではないでしょうか。先に借入地の表がありましたが、実際には農地利用増進法のいろいろな事業の網の目からこぼれる貸借関係があるので、そのような場合に分家は本家に貸す、それならあとで返してもらいやすい。そういうことは事実としてあるのではないでしょうか。

宇佐美 それはあります。ただ私が指摘したいのは、日本の耕作放棄面積は三〇万ha位あります。それと、耕作していくアリバイのためにしか耕作しない土地がかなりある訳です。そして、いまいろいろ言われている農業批判に対し、農民が農地をきちんと保全耕作して行くことは農民の一つの責務です。与えられた耕地のなかで出来るだけ高い生産力をあげて行くのが一つの課題だと思うのです。そういうあり方からすると最近の傾向は、自分の家でちゃんと出来ない時には他人にあづけてやつてもうとひう対応も沢山ありますが、

そうではなく、自分の家でもつたままで、且つ、耕作しないでずっと荒地的状態にしておく、あるいは、ミカン放任園とか耕作放棄の状態が多い。そういう状況を地域のなかで解決して行くことが一つの課題でしょう。

長谷川 家解体型があり、その隣には經營を拡大して行こうとする家があるわけですね。ですから上層農が形成されて行くということも、家族単位の經營は保持して行こうとする、そういう方向性にあると考えてよいでしょう。上層農が拡大して行くことは家族農業が別の農業に転化して行くことではない。

宇佐美 無いでしようね。上層農といつても基本的には家族經營ですね。しばらくそうでしょう。それから先刻おっしゃった点に関し、借りる方ですが、買えるような地価水準にある地帯ではおっしゃつた通りです。出来れば買いたいというのがふつうです。ただ、買えないような地価水準のところがかなり広汎に形成されているわけです。そういうばあいには借地でやつて行くより仕方がない訳ですか、一概にはそうだとは言えないような状況が、高度成長以後にひろまつたということではないでしょうか。最近でも農業地帯ではすいぶん地価が下がつて来ているので、案外売買がふえるのではないでしようか。

高山 今の問題と関係しますが、一つは米価、それから、地価が下がつて来ているというのは冷害などで借入金が非常に大きくなつて来て返し切れないとか、そういうことが要因になっているのではないかと思います。そういう米価および地価水準のあり方と上層農形成のテンポとの関係を、どんな風に現実のなかでお考えになつて居られますか。

宇佐美 それは一番難しい問題です。一方では、先の米販売の階層別構成の所でお話しました様に、面積でとっても上層農の販売シェアは落ちて来ているのです。米価が下がつて行くことは下層農家から止めて行つて一生懸命やる農家層に所有権なり利用権が集積されて行くという可能性が一般的にはあるわけです。しかし、日本のはあいには上層農家といつてみても先にみたような収益性のなかにあって、米価が下がると一緒に下がつて行くような蓄積力しかない經營が圧倒的多数なのです。そうしますと米価が下がつて上層農が集積するという正に恐慌論を絵にかいいた様なプロセスが日本の農村部で進行するかどうかは一概には言えない。むしろ全体的に後退して行つてしまふのではないかという危惧さえ、販売額シェアの数字などを見ていると抱かざるを得ません。これは地域によつてずいぶん違つて来ている。過疎農村のはあいには最初からそうだったのです。下がる農家が一杯あるけれども買える農家もなくて集落全体が荒廃して行くという様に、そういう地域が米価が下がるほど広まつて行くだろうと思うのです。ただそうではなくそういう時期に規模拡大して大きくなつて行く農家が生み出されてくる地域も当然あるでしょう。全体としてみればかなりの農業後退のなかで、ある一点の部分部分に上層農家が形成されてくるような動きとして、これから進行するのかとも思つていますが、よく分りません。

高山 米価および地価の問題がどう関連して行くのかがカギになると私は感じています。従つて小作料水準がどうなつて行くかといふことと今日の先生の御報告の収益性との関連で出てまいりますね。さし当つて地価が下落するような状況が出て来たとしても小作料水準はなかなか低下しないという様に非常に連動性の低い構造がある

のではないでしょうか。若し小作料が下がるという構造があれば拡大するかも知れない。何故そり簡単に下がらないのだろうかといふ所が問題なのではないですか。

宇佐美 そこは論理的には二つあると思ってます。最近下落のはげしいのは、たとえば庄内についていえば酒田鶴岡の代替地で六百万位まで上がった地価が三百万まで下がった。また岩手県南から宮城県北にかけての地域も下がっています。こういう所はそもそも六百万という地価形成が農業内的論理とは全く無関係に形成されたわけですから、それが三百万以下がったとしても小作料とは連動しません。これ自体は理解できます。問題は、百五十万位で転用の影響をほとんど受けないで来て、その時的小作料水準が四倍であったとします。米価が下がったときにそれが三倍になるかならないかです。これは動きが出たといえば出ているのです。米四倍水準の所が三倍半になつたとかいう話しさほど最近出て来はじめています。小作料水準は支払い地代な訳ですから徐々にそれが低まる方向に力關係が逆転しはじめていのではないでしょうか。その意味では地価とは連動しませんが収益性と小作料水準の連動はあるのです。米価と連動しながら、地価が農業収益性に規定されて見せる地価とともに連動して行くでしょうが、日本の農地価格は未だ収益還元で説明しきれないのでかなり沢山残っているのではないでしょうか。

磯辺 それに関連してですが、地価が下がる傾向があるのではないかということは私も気になつてゐるのです。そのあいに下がることを妨げているのは転作奨励金が大きく作用してゐるのではないか。若しあれがなければもう一寸素直に下がる可能性があるのではないかだろうか。そういう仮説はどうですか。

宇佐美 何割かは要因としてあると思います。ただ転作奨励金自体が下がつて来はじめてるので、全体にやはり下がる傾向なのではないでしょうか。

司会 宇佐見さんの報告で非常に面白かったもう一つの点として地域性の問題があるので、たとえば新田型地域における自作上層農だとか、あるいは、古村型、代替地收得型、それから自小作型。こういう様な分類について、分類の仕方そのものをふくめて、どうなたか御意見御座居ませんか。

島崎 それと直接に関連していることですが、ここで地域性という言葉とそれから地帯という言葉ですが、地域性というのはこまかくみたばいの特質を言うために地域性と言つて居られると思うのですが、それと地帯という言葉を使う場合との関係です。報告のなかで、今日の上層農は依然として戦前期に与えられた土地所有条件でしか形成されなかつたと言つておられる。それでは戦前戦後の関係をどう考えておられるのか、今日のお話では一九六五年位、せいぜい一九五〇年位からのデータから問題にされている。それでいま読みあげたような表現を使われた場合に、戦前の地主制の問題は説明から全然落ちてゐる。つまり、地主制という言葉を全然お使いになつていないので、それにもかかわらず、今日の上層農の形成は依然として戦前期に与えられた土地所有条件に規定されているという言い方をされるばあいに、巨大地主地帯といつたことが言われていて時期、そういう大きな意味での地帯編成と個々の地域性の問題との論理的関連をどう整理しておられるのか。……（約一五秒間テープ不調）……その説明が分らなかつたのです。

宇佐美 おつしやる通りで原稿を用意していかなかつたものですから、

今御指摘のあたりが極めて不用意に安易に使つてしまつて申し訳ありません。戦前期の構造を変えることが出来なかつたといふことの意味は地主制の問題とは一寸距離があるといふのでしようか、つまり、戦前期に形成された農業經營の耕作面積と言つた方が正確なのでしょうか、耕作面積とその地域の地理的条件の枠組のなかでしか、大量観察したばあいの上層農の形成はなかつたといふ意味です。ですから戦後の階層分解を通じて新たに広汎に上層農を形成させた地域は統計的観察で見る限り検証することができないといふことです。

島崎 土地所有条件というような言い方をされたのはすこし語弊があつた……。

宇佐美 一寸、不用意でした。

島崎 そのばあい大きな論点として戦前戦後の土地所有制度の変化は、地帯や地域区分に、今日、全く関係ないといふことが念頭にあって今のお答えになつていると判断してよいですね。

宇佐美 はい。

島崎 要するに、地域地帯区分の用語、その使い方なり設定の仕方なり、それから、大きく言えば日本資本主義のなかでの農業の位置づけの問題があると思いますが。

宇佐美 地帯形成といふはあい、かなり広汎な地域を考えており、

地域といふはあいにはかなり小さい、せいぜい県内農業地域区分ぐらいの範囲で考へてゐるのです。それと、戦後の資本主義がどう編成替えしたかを上層農家形成との関連で言えども、戦後資本主義が把握したといふはあい、労働力と土地をどう把握したかといふことが地域差としては現れて来て、農業生産資材とか農産物商品サークル等で言えども総体的に薄まる訳です。労働力と土地の配分の仕方はた

しかし地域によつて全く違ひます。強固に把握された地域で強固に把握されたが故に新しく上層農を形成さしてくる。これが可能性があるとすれば借地型上層農形成といふことになりますが、それが量的に把握し得る形で各市町村別レベルにまでおりても検出することが出来ない。その程度の形成され方であつた。だから結論的に言えば、戦前期の大面積經營地帯、といふ方がむしろよいのですが、それがそのまま上層農地帯として構成されているのであり、戦後資本主義の条件によつて分解をとげて新たに形成されてくる所はほとんどネグリジブルであるといふ感じです。

島崎 まあ現在の段階では未だ、戦後段階で日本で農業地帯といつたものが検出できるといつたことは言えないと。

宇佐美 新しく、ですね。

島崎 そういうことでも宜しいでしょうね。恐らく。

宇佐美 まあそう言つても宜しいでしょう。

磯辺 さつき高山先生が地域性と段階区分の問題をお出しになり、いま島崎先生も同じ様な問題、つまり地域と地帯との違いの問題を出されました。この問題は戦後農業地帯といわれる程のものは結構形成されなかつたのだろうかといふ点にかかわつてゐると思ひます。

島崎 そうです。そこが問題です。

磯辺 地帯といふ時我々が考へるのは、ひとつひとつ地帯で、独自の生産力構造が出来てゐるか出来てゐないかといふ点で区別しようとするとする訳です。それが段階といふ話にもつながつて行くのであります。そうした時、たとえば近畿型の地域が東北型と同じ生産力構造なのかどうか、これは違うものとして見えた方がよいのではないか。そうすると近畿といふのは、むしろ農業解体といふか、農業後退的

な地帯構成であり、ですからマイナスの農業地帯構成もある。

島崎 そういう表現なら分りますが。

磯辺 それと対照した東北が宇佐美さんの言うような自立型の地帯構成ということに一応おさえられないでしょうか。ただそれが資本主義の側から規定された労働市場なり何なりの規定であります。戦前的な、寄生地主的な意味での、あるいは、梶井さんが家父長制といった、あいつたたぐいの経済的なものでない、むしろ資本主義それ自体の規定ですから。それによつて近畿型と東北型の違いが出て来ていはしないかと思うのです。

島崎 それはいまのマイナスの意味で地帯編成が無理すれば検出できる、ということですね。

磯辺 そうそう。

島崎 ただやはり農業地帯といふには、資本主義のなかで農業の再生産構造が一応の一つのメカニズムをもつて成立しているといふことがないといけない。それが農業外の労働市場をもつてこないとその編成が検出できぬといふのは、やはり農業解体論に通じてくると思うのですが。

磯辺 そうですね。ただ、今日の宇佐美さんの例にもありましたように、近畿型地域といふのは農業の場面でみても労賃が非常に高いのです。このように古典的に言えば近代的農業が本来の道筋であると考へる訳ですね。その高い水準の上で解体が進むといふ逆転現象が起つてくる訳です。

宇佐美 ポイントはそうなのです。つまり低労賃地帯しか農業地帯として存続していかないといふ構造なのです。

島崎 そういうことです。

磯辺 現在の地帯構成がそういう意味では転倒しているということになりますですね。

司会 今お話しにありました戦前期に与えられた土地所有条件が上層農形成の契機であるといふ点、それについてこんな話を聞いたのです。話だけで具体的な実証をやつた分析ではありませんが。北陸で旧上層の自作地主が借地をして行くと集落のなかからは土地が借りられない、しかし下層農から自作前進で規模拡大していくのは集落から土地が借りられるという話をきました。それから逆ですが、集団的土地利用でまとめて役になつてゐる層は大体旧上層農ですね。その辺の話が今のお話につながらないでしょうか。

宇佐美 蒲原で調査して非常に面白いと思ったのは、旧来の自作農、つまり大規模層と戦前の小作層のちがいです。自作前進型の系譜といふのは戦前期の自小作とか小作とか由緒正しくない農民層がかなり多く、經營の複合化などにも非常に意欲的なのです。ところが、今は旧家の名門の流れは基本的に自作型で自作大經營で躍進している。借地形態それ自体にあまり魅力を感じていないという規模拡大の形態です。そういう感じはハッキリ出ます。

高山 古村とか、新田開発型とか、代替地型とか、こういう村落の分類をする際に、それと農政との関係はどういう風にお考えになりながらおやりになつたのか。お考へがありましたら。

司会 センターラインで触れなくともよいかどうことで……(笑)。

高橋 古村型といつても、東北の例はよく分るのですが、近畿あたりにも古村型は沢山ある訳ですね。一寸別の型がきけやしないかと思うのですか。

高山 今日のお話を伺つてして一体農政といふのをどうとらえたら

よいかといふ新たな問題視角がでたのではないでしょうか。

司会 じゃ、最後にそれを総括して。

宇佐美 それは駄目ですね。それはとても無理です。

長谷川 特に最近、たとえば表のVの13農民層の分解のところで七五年から八〇年に反転したとおっしゃいましたね。これをどういう風に御説明なさるのですか。それは農政と関係があるのでないでしょうか。

宇佐美 これをくわしくお知りになりたい方はこの本を読んでいただければ宜しいです。私は分担で上層農のことを書いております。

基本的には不況過程なのだと思います。労働市場、労賃水準、米価水準といつた状況の規定性が大きいと思います。それと、そつちの状況が大きくかわって、農村の構造の方で言えば七五年時点と、世代交替とか生産力水準の中味にそんなに変化がなかつた時期なのです。たまたまそういう日本経済全体の規定性がこういう動きをさせたのではないかと思っています。

司会 予定された時間が参りましたので。今日は共通論題農政と村落の基礎になる農民層の問題を克明な分析と非常に重要な問題提起をしていただき有難うございました。

余田さんのこと

川越淳二

十二月八日、余田さんが亡くなつた。六十八才、まだ活躍が期待できる年齢だった。一部新聞では、急性心不全が死因と報せられたが、実際には、肺ガンの全身転移で、抗癌剤でボロボロになつた約二ヶ年の闘病生活の末であつた。あまりにも悲しく、口惜しい。葬儀がおわった頃、私は、同志社大の松本さんをとおして追悼論文を書くよう連絡をうけた。ほかに適任者がいる筈だと思つたが、そのときは氣も動転していたし、何か使命感にかりたてられた気持でお受けてしまつた。ただ後記でのべた事情もあって、結果としては不充分、不本意なものに終つたことをおわびしたい。

私事にわたるが、私はこの一年間に、余田さんを含めて、三人の親しい友人を失つた。三月にS氏、十二月の末にU氏で、S氏は東洋史、U氏は日本史の愛知大教授で、一まわりちがいの丑年である。余田さんを含めて、いまでは数少なくなつた「大正ッ子」である。私がこの世代に属するために感ずるのかも知れないが、彼らには、人生観、処生観、生活観に、その観念の善悪は別にして、明治生まれ昭和生まれとは異なつた、一つの共通点があるような気がする。

多分、彼らが育った時代がそうさせたのだと思う。昭和初頭から今次大戦勃発までの十年間、それは経済的には貧しく、思想的には弾圧された冬の季節であった。それはのちに否定された一方的なものであつたが、ともかく一つの価値観で裏うちされた時代であり、逸脱がきびしく規制された時代であつた。彼らはこの時期に自我を形成した。大戦中はことの善悪に没批判的に戦争に動員され、青春のすべてと多くの友人の喪失の犠牲のなかに生きのこり、そのためには負つた後めたさと脱力感、飢餓からの脱出のための苦闘、これが殆どの大正ッ子の体験の最大公約数であろう。こうした時代背景の共同体験の有無は故人を語るばあい重要なファクターになると思う。

余田さんは社会学科の卒業生ではない。履歴書によると、一九三九年に関学の高商部を卒業して、翌四〇年に九大法文学部に進み、五十二年十月に戦時の繩上げ卒業で経済学士となり、すぐ某商社に入社して翻訳に従事したとなつてゐるが、翌五十年十月から、民間人として、中国の北京と張家口に居住し、天津、石家庄、大同、包頭、南京、上海などを旅行されてゐる。この旅行の主要目的はもちろん社用であつただろうが、彼は半植民地状態にある中国人民の生活がどんなに悲惨なものであるかをつぶさに観察し、被占領国民の無念さを了解されたらしい。これが、彼の、後年の、中国社会への異常とも言える関心となつてあらわれる。それはともかく、日本に引揚げられたのは四十六年三月で、これは私が北京から引揚げたのと同時期であつた。私たちは期せずして被占領国への引揚者といふ生活上の困難を経験したわけであるが、もちろんお互ひに、面識があつたわけではない。私は同年十月、豊橋に新設された愛知大学に就職したが、余田さんが広島大学政経学部専任講師のポストを得た

のは、新制大学が発足した翌年の五十年十月のことであつた。しかも五十四年四月関西学院文学部に転じるまでの四年たらずの間に五篇の論文を「政經論叢（広島大学）」やその他の雑誌に公表している。これはアメリカ的業績主義の風潮が支配的であつた当時として、とくに珍らしいことではないが、研究の焦点は既に、「資本主義と農村」、「農民層の分解の地域性」、瀬戸「内海漁民の階層分解に関する実態調査」などにみられるように、村落にあてられていたことは注目に値する。

余田さんが関学に戻られた頃、文学部では大道安次郎氏を主宰者として「宝塚市」の実証研究が行なわれており、余田さんはその農村地区を分担した。當時を述懐して「その頃は社会学には全く素人であった」といふ余田さんは一方では五十五年から五十九年までの五年間に十一篇、年間二篇平均の学術論文を書き、他方、わが国の代表的農村社会学の書物を読破していくらしい。敗戦後十年、「戦争は終つた」といわれ、人々の生活もやや落着きをとり戻した時代であり、余田さん三十歳代の時期であつた。

奇妙な話だが、私は、余田さんを想うとき、旧帝国海軍の「妙高」型重巡洋艦を想いだす。実際、大正生れの男子であれば、ほとんどが、旧海軍の艦艇の名前や形式を覚えていたものだ。戦時に建造された大和や武藏などの戦艦や赤城、加賀などの航空母艦は別として、彼らにとつて懷しいのは、戦艦「陸奥」「長門」であり、「妙高」「高雄」級の重巡洋艦であつた。巨体、重装備、広汎な行動半径、高速、まさに余田さんは重巡といつてよい存在であつた。

余田さんが「全く素人であつた」農村社会学の分野では、當時、すでに優れた文献があつたが、なかでも家連合を軸とする同族理論

を展開した有賀喜左衛門氏と社会関係の累積を基盤として成立する「精神」の存在を強調する鈴木栄太郎氏の自然村の理論は双峰とみられていた。前者は東北農村の理解に有効であり、後者は畿内農村を把握するための強力を武器であった。まさに両者は戦艦「陸奥」と「長門」に比定されるべき巨峰であった。

畿内農村を研究対象とした余田さんが鈴木理論に傾倒したのは当然であった。しかし余田さんは鈴木理論のたんなる祖述者だけにとどまらなかつた。とくに鈴木理論の用語の不適切さに起因する誤解を解き、いわゆる「むらの精神」の構成要素の根拠を「溝掛かり制」、耕区制、水田の分散占取形態、にもとめた。これは土地とそれを物質的土台として成立する社会関係に共同体の基礎をみいだす大塚久雄氏の見解に依拠したものであるが、水利用に関する共同労働組織を基底構造とする社会関係の累積構造から村落構造をあきらかにしようとしたものであり、しかも村落の内部構造を農民層分離の視角からとらえて、ともすれば形態論的と批判されがちの鈴木理論を止揚しようとしたのである。彼がのちに、「社会学評論」一〇〇号で、当時刊行されつづあった「鈴木栄太郎著作集」の紹介と鈴木社会学について高い評価をあたえているのは決して故なきことではない。

それはさておき、鈴木理論に触発され、彼自身の緻密な実証研究で裏づけられた「溝掛かり制」の理論は、やがて五十年六月に脱稿し、翌年六月刊行された珠玉の名品「農業村落社会の論理構造」として結実する。こうして「社会学について全く素人だった」余田さんは、わずか数年のうちに、農村社会学者として不動の地位を獲得するのである。ちなみに同書は同年度社会学関係の最高の著書としている。

て日本社会学会によつて文科系学会連合に推薦された。彼はまたこの著書によつて後年関西学院大より社会学博士の学士を授与されている。

この名著の本論は今更とりあげるまでもないが、私にはとくに「あとがき」が印象ぶかい。といふのは、ここに余田さんの思索と行動の原点があるようにおもえるからである。少し長くなるが全文を引用しておこう。

「村落の問題を農村の実態調査を通して考えながら、早くも數年は過ぎた。この間に農村はかなり変化した。これまで書いてきたものはまとめてみてよいよその感が深い。変わらない側面をうき取りのをまとめてみてよいよその感が深い。変らぬ側面をうき取りにしたからである。しかし変化する側面に眼をつぶっているわけではなく、このような側面を明確にしたいと考えているが、しかし近代化にとつて、既に明らかにした点が依然として大きな問題であると考へることには変りがない。調査しながら考へてゆくことは容易なことではなく運々として進まない。ここ一二年公用と私用の多忙さのためもあるが、学界の進歩にはあせりを感じることも屢々である。しかし一つの事実を認めながらその意味を考え、理論を構成してゆくことが私の課せられた課題であるように思う。とほとほとしんがりを歩むことが、私の性に合う進み方かも知れないが、私の考察の直接の対象である畿内農村の動きも決して活発なものではないようと思う。……」

余田さんは「村研」の有力メンバーであつたし、熱心な会員であり、第六回の鳴子の大会以後、質問にはよく立つたが、あつた。しかし第六回の鳴子の大会以後、質問にはよく立つたが、自ら報告することはなかつたと思う。その秘密が上述の「あとがき」のなかにかくれてゐるようだ。私は思う。このころから、彼はいわ

ゆる「国独立下」の農業や農村を直接とりあげようとする一部会員の志向に異和感をもちはじめたのではないかだろうか。一つには彼の直接の研究対象である宝塚市の農村部の明治以後の変化に関心が集中しきたこともあるが、また政府の施策に敏感に反応した一部会員とは関心を共同にすることができなかつたこと、さらに学内での要職、例えば六十四年以降四年間の社会学部長、その間の大学院の新設などによる繁忙なども原因していたかも知れない。学部長時代の卒業生の就職先紹介、大学院での学生指導など、四十年代後半に到達した余田さんの情熱は、三十代に比べて、かなり教育と学生指導に傾斜したようである。研究内容も「明治以降の畿内農村社会史」に限定されると同時に、書くものも資料の範囲をでないモノグラフよりも、科学としての論理を重要視するようになり、用語や概念の使用に神経質なほど厳格になってきた。人あるいは彼を評して保守的とか没イデオロギストといふかも知れないが、後進的なわが国の社会学を先進国のみに引きあげること、大学教育の質的向上など、異なつた面で進歩的、先進的であつたことを見落してはなるまい。

そのあらわれの一つとして、余田さんが重要な役割を演じた通称「むら研」についてふれておきた。

主として関西に居住する村落社会研究者の研究団体である「むら研」がスタートしたのは七十五年七月であるが、その準備は約半年前から、余田、後藤、松本、山岡、川越の五名の非関東地区居住の村研会員が中心になって立案された。会設置の主旨はおおむねつきのとおりである。

(1) 村落研究者の団体としてはすでに「村落社会研究会」があり、二十年の歴史とすぐれた業績をあげている。しかし会員を居住地別

にみると、関西地区居住者が非常に少ない。これは研究者がいないためでなく「村研」にはいる意志をもたないからで、相互協力や意見の交換を望んでいないわけではない。しかも「村研」に入会しないのは何故か。

(2) その理由は、第一に、村研の定例研究会が主として東京で開かれるので(とくに若手研究者は)経済的に出席しがたい。したがってそこで討議され決定される共通課題に主体的にとり組めない。第二に、大会での研究報告は共通課題のほか自由課題でも、研究対象が関東地区以北のものが多く、興味はあるが、知識に乏しく、発言しにくい。第三に、政府の政策に敏感に反応していく村研の研究方向がかりに正しくなせよ、関西のむらには関西独特の問題があり、その詳細な研究なしには軽々しく村研の方向に同調できない。例えばこの年の村研の共通課題は「むらの解体」であったが、関西では、現象的にはともかく、本源的なところでは戻存している。これらをあきらかにすることが関西居住者の責務であり、それによつて村落研究のレベルをあげることができる。第四に、これは個人的には却々できないので研究会をつくる必要がある。

(3) 要するに「むら研」は主として関西地区の村落での問題をとり扱う。

(4) 「村研」とは全く別個の研究団体である。

(5) むしろ「村研」がとりこぼし、かつ関西では重要な落穂拾いの研究を中心にする。

(6) 会員は二十名からせいぜい五十名どまりとする。

などが骨子になっていた。

こうして「むら研」は発足した。現在まで二十回の研究会と二

ースの発行を行なつた。そしてこの研究会の中心にはいつも余田さんがいた。

上記の「論理構造」のあとがきを読み返すと、余田さんが「むら研」に格別の関心を抱いていたことがよくわかる。彼は病気になるまで、唯の一度も「むら研」の集会を欠席したことはなかった。会合ではひかえ目なりーダーであった。が、彼はそれを非常に楽しんでいたようであった。その彼が三、四年前から「むら研」の機関誌を発刊したい希望をもち、いくつかの私案を提出し、ほとんど実現の一歩手前までいたのに、今回のようなことになってしまった。恐らく残った同志が余田さんの果せなかつた志を貢くことになるだろう。

余田さんはいつでもみずみずしい感覚と好奇心をもつてことにあたっていた。縁あって愛知大の学生訪中団と一緒に中国を訪問されながら、わずか八ヶ月で社会学者訪中団の副団長として再度訪中したのち、彼は冗談のようにこういった。「これからは貯金と中国語が必要になつた」と。貯金はいざ知らず中国語はテレビ講座で学習を開始していたらしく。愛すべき萬青年余田さん。

「ベットの上でジット天井を眺めています。人間が一生かかるやれる仕事はたいしたものではないと痛感しています。」九月に出したお見舞状への返信ハガキの一節である。

重巡妙高故障のためシンガポールに繫留中、敗戦により昭和二十一年七月二日英海軍の手によりマラッカ海峡にて海没処分。

私の脳裏で絶えず重巡妙高の勇姿と重複してきた余田さんの面影はおそらく私の生涯忘れぬ友としてのこるだろう。まだ書きたいことは山ほどあるが、もう書けない。いまはその安らかを眠りを祈るだけである。

(後記)

本稿の執筆をお受けしたのは十二月の中頃で三ヶ月位余裕があった。それで一月になつてから執筆するつもりでいたところ、本文でふれた故U教授の通夜の席で、運わるく心筋梗塞で倒れ、緊急入院、手術、という経過を経て退院したのが二月一日、しかも資料の大半が研究室にあり、病後の身体で研究室まででかけることができず、自宅で限られた資料をもとに書かざるを得なかつたので、あるいは事実誤認があるのではないかと恐れているが、今回はこれであきらめたい。また事務局には大巾に期限を超過したことについて、つぶしんでおわびを申しあげます。

第一回運営委員会 合同委員会報告 第二回宿題委員会 合同委員会報告

去る二月十八日の第一回研究会にひきつき運営委員会・宿題委員会合同の委員会が開かれました。報告ならびに議題は次の通りです。

事務局より報告

一、去年十二月に逝去された余田博通先生の追悼論文を愛知大学川越淳二先生に御依頼致しました。(「余田さんのこと」と題する寄稿が本号に掲載されています。)

二、本年十二月にマニラで開催される世界農村社会学会への参加者として、宇都宮大学姫崎京一先生を村落社会研究会代表として日本社会学会に推薦し、学会理事会で承認されました。

三、通信を学術刊行物として承認して貰うための申請を郵政省に行ない事務的には受理されました。採否の決定は五月末の見込です。

「残念ながら今回は不許可となりました。」

議題

一、村研究会則の検討

今回の学術刊行物承認申請の際、会則を検討して見ました所、種々の点で検討修正を要すると判断されたので、現行の会則（通信一七号および八〇号に掲載）を委員にお配りし、適当な時期に検討修正し、秋の大会の折に改正案を提出することと致しました。

二、地区別研究会および特別研究会の開催

第一回研究会にひきつづき「農政と村落」に関連した地区別研究会をそれぞれ行い論議を深める。なお研究会の開催の時期は五月中旬乃至下旬とする。（これについては一頁の地区別研究会の開催を御覧下さい）

特別研究会を開き農政ジャーナリストあるいは農政担当者から農政と村落に関する話を聞く（五月十二日㈯および六月十六日㈰）、それぞれ第一回・第二回の特別研究会を開催致します。

《「研究動向」への御協力について》

年報編集委員会よりお願ひ

年報第二十集の「研究動向」は下記の会員にお願いすることとなりました。対象期間は昭和五十八年一月より十二月までの一年間の研究業績です。つきましては抜刷の御送付その他、執筆者への御協力を戴ければ幸甚です。

○経済学 東 敏雄会員（水戸市千波町一七九九）

○史学・経済史学 岡 光夫会員（京都市左京区北白川丸山町一五一）
○社会学 白井宏明会員（東京都足立区大谷田二一三一三五
一五〇四）

なお、研究動向の執筆期限は五月末日となつておりますので、右事情御了承のうえ御協力をお願い致します。

年報編集委員会事務局

《第三二回大会での課題報告 および自由報告の募集》

今年十月赤穂で開催予定の第三二回大会での課題報告および自由論題報告を希望する人は、六月末日までに事務局にお申出下さい。

《昭和58年7月26日より12月17日までの郵便振替による会費納入受入れについて》

事務局

事務局では郵便振替による会費の納入につきましては個別に受領証を差上げず、振込通知票により原簿への記入を行なっております。但し振替口座が慶應大学の方に開設されております関係で事務局への受入れは払込みの時点よりかなり遅れてしまつております。それで前回（十二月）の事務局よりの会費納入状況のお知らせで、五八

年七月二六日より十二月十七日までの郵便振替による会費納入の方々の分を未納のままで処理してしまいました。二、三の方々から既に納入済みの分まで請求されているとのお問い合わせがありました。下記の方々の前回の会費納入状況の記載を訂正させていただきます。事務局のミスにより大変御迷惑をおかけしましたことを深くお詫び致します。

以下は昨年七月二六日より十二月十七日までの納入者氏名および納入額を郵便振替の払込通知票により整理したものです。もしこの期間に納入された方で名前が入っていない方が御座居ましたら、恐れ入りますが事務局まで御一報下されたくお願ひ致します。

〔敬称略。氏名、納入額、および充足年度の順で記載。充足年度の△印は一部不足していることを示す〕

光吉利之（七〇〇〇円。82・83年）／後藤範幸（一〇〇〇円。83年不足分）／藤本信義（四〇〇〇円。84年）／小篠俊介（三〇〇〇円。84年）／与那国邊（四〇〇〇円。83年）／大島真理夫（四〇〇〇円。84年）／材木和雄（四〇〇〇円。83年）／東海林伊之助（四〇〇〇円。83年）／飯島源次郎（四〇〇〇円。83年）／久力文夫（四〇〇〇円。83年）／戸谷修（四〇〇〇円。83年）／大久保武（四〇〇〇円。83年）／住田正樹（四〇〇〇円。83年）／細辻恵子（四〇〇〇円。83年）／渡辺兵力（四〇〇〇円。83年）／諏訪園岩雄（四〇〇〇円。84年）／藤井勝（四〇〇〇円。83年）／青木志郎（四〇〇〇円。83年）／長谷部弘（四〇〇〇円。84年）／阪井敏郎（四〇〇〇円。84年）／関清秀（七〇〇〇円。84・85年）／布木岸男（四〇〇〇円。83年）／星真理子（四〇〇〇円。83年）／大沢敏子（六〇〇〇円。80・81年）／白樺久（七〇〇〇円。82・84年）／山岸

治男（六〇〇〇円。83・84年）／上田喜三郎（四〇〇〇円。83年）
星水俊（四〇〇〇円。83年）／石川淳志（一〇〇〇〇円。81・82年）
83・84年）／中村吉治（四〇〇〇円。83年）以上

《会員動向》

一、死亡会員

長井政太郎 余田博通

二、退会会員

甲田和衛 曽我部信子

三、住所・所属などの変更

青木辰司（転居）／〒01秋田市外旭川三千刈二一番地レジデンス加賀谷1A／電〇一八八（二三）七四三五

有馬洋太郎（所属・住所の変更）／農村生活総合研究センターノマダヤ／〒24船橋市芝山二一五一十二一七〇五／電〇四七四（六七）二三三二五

上田喜三郎（所属の変更）／新星中学

熊川富男（所属・住所の変更）／五島南高等学校／〒853長崎県福江市木場町三八二／電〇九五九七（二）四八一九

清水由文（転居）／〒52大阪市淀川区西宮原三一三一一六一五／電〇六（三九三）七三〇六

鈴木俊道（住所変更）／〒49愛知県常滑市奥条一一五二

杉山茂（住所変更）／〒14東京都北区西ケ原二一二一一農業

総合研究所

村中知子（住所変更）／〒3012茨城県稲敷郡美崎町森の里六四一一二／電〇一九八（七六）三一六二

世界農村社会学会ニュース

1. 第6回世界農村社会学会議について

世界農村社会学会(The International Rural Sociology Association, IRSA)主催の第6回世界農村社会学会議(6th World Congress for Rural Sociology)が、1984年12月15日から21日までの間に、フィリピンのマニラ市にある「フィリピン国際会議センター」(Philippine International Convention Centre, P.I.C.C., Roxas Boulevard, Manila, The Republic of The Philippines)で開かれます。

会議のテーマは、「開発への学際的接近：計画的な農村変動に関する自然科学と社会科学の間の協同化」(Inter-Disciplinary Approaches to Development: Co-Operation Between The Natural and Social Sciences in Planned Rurse Change)です。

今度の会議の最大の特色は、農村開発に関して、自然科学者と社会科学者が相寄って、学際的研究を進めていくところにあります。すなわち、先進国や発展途上国の農村地域社会開発に関心を持つ農業、林業あるいは衛生と栄養等の研究を行う自然科学者と、経済学者や行動科学者が対話をし、情報の交換を行うことを大きな目的とします。自然科学者と社会科学者が、共同で、開発のプロセスがより完全により生産的に展開するように、政策とか調査対象とかあるいは実際面での評価といった諸点について可能性を分析したり、それぞれの開発モデルを比較したり、さらには個々の研究成果を実際の地域社会に適用していく場合の体系化や技術について語り合おうというわけです。

上のメイン・テーマは、5つのサブテーマに分けられ、それぞれのサブテーマは、さらに3乃至8の小テーマに分けられています。その内容は次のようです。

Subtheme A : Concepts of Approaches to Rural Development

1. Rural Development Models - Methodology, theoretical frame of reference, objectives, data needed
2. The Philosophy of Integrated Rural Development
3. Identification of Rural Development Problems - the need for interdisciplinary research
4. Rural Development Models and Reality - experiences of application (Case studies)

Subtheme B : Problems connected with the implementation of rural development programs

5. Rural Development Program Objectives
6. Formulation and Planning of Rural Development Programs
7. Politics and Policy Formulation in Rural Development
8. Institution Building for Integrated Approaches of Rural Development
9. The Role of the People in Rural Development Programs
10. Land Tenure and Land Reform
11. Resource Availability and Utilization in Rural Development Programs
12. Problems of National and International Funding for Rural Development Programs

Subthem C : Specific aspects of rural Development Processes

13. The Role of Local Community Organizations in the Rural Development Process
14. The Role of Communication in the Rural Development Process
15. The Role of Education and Training in the Rural Development Process
16. The Role of the Social Sciences in Agricultural Research and Development
17. The Relevance of Appropriate Technology to Rural Development
18. Problems of Technology Transfer

Subtheme D : The Impact of Rural Development Programs on Rural Social Systems

19. The Impact of Planned Rural Change on Social Structures and Social Systems
(demographic aspects, family, community)
20. The Impact of Rural Development - Programs on the Client Community and on
Target Groups (who benefits from rural development programs ?)
21. Environmental Impact of Rural Development Programs

**Subtheme E : The Role of Monitoring, Evaluation and Research in Rural Development
Programs**

22. Monitoring the Dynamics of Rural Development Programs
23. Ongoing Management following Completion of Development Programs
24. Evaluation of Rural Development Programs -Criteria and Methodology
25. The Role of National and International Research in Rural Development Programs
26. Identification of Research Gaps
27. Interdisciplinary Development Teams-Dream or Reality ?

会議では、小テーマ毎に分科会（ Sessions ）が設けられています。

学会では、今度の会議へのペーパーの提出を呼びかけています。御希望の方は、各分科会のテーマにそって論文をおまとめ下さい。複数の分科会にあてて提出されても結構です。英語、フランス語、スペイン語のいずれかを使って作成して下さい。提出にあたっては、メイン・ペーパーの外に、簡単なアブストラクトを添えて提出して下さい。アブストラクトを添えてないと、会議のプログラム委員会（ The Congress Program Committee, CPC ）が、プログラム作成の時取り上げてくれません。

ペーパーとアブストラクトの締切り日は、1984年4月30日です。

提出先は、次の通りです。

THE SECRETARY

IRSA

DEPARTMENT OF AGRICULTURE

UNIVERSITY OF QUEENSLAND

ST. LUCIA. QLD. 4067. AUSTRALIA

なお、会議への参加者は、登録をせねばなりませんが、その用紙（ Registration Form ）を御希望の方は、村落社会研究会事務局へお申し込み下さい。

2. プログラム委員会について

第6回世界農村社会学会議のプログラム委員会のメンバーは、H. ケッター(西ドイツ) (Chairperson), 二宮哲雄(日本), B. ベンベヌティ(オランダ), S. ジョンドロネゴロ(インドネシア), N. ベラスケ(メキシコ)の5名です。

プログラムの内容に関して御要望等があれば、二宮へお申し越し下さい。

3. 学会役員について

1980年から1984年までの、世界農村社会学会の役員は、次の通りです。

会長(President) B. クローチ(オーストラリア)

第1副会長(First Vice President) H. ケッター(西ドイツ)

第2副会長(Second Vice President) 二宮哲雄(日本)

書記・会計(Secretary/Treasurer) J. ラムロック(オーストラリア)

以上は常任理事(Executive Committee Members)を兼務。

その他の常任理事

T. フォード（アメリカ合衆国）

C. オマリ（タンザニア）

J. バストール（ブラジル）

その他の理事（Council Members）

B. ベンペヌティ（オランダ）

J. コップ（アメリカ合衆国）

B. ガウェンスキー（ポーランド）

P. カブラン（ネバール）

E. ニノ（メキシコ）

R. スタベンハーゲン（メキシコ）

H. シュワルトウェラー（アメリカ合衆国）

S. ジョンドロネゴロ（インドネシア）

注) "ISA" の邦訳が「国際社会学会」から「世界社会学会」へ変えられたのにならって、

"IRSA" の訳を「国際農村社会学会」から「世界農村社会学会」へ改めました。

（二宮 哲雄）

世界農村社会学会への登録申込書（Registration Form）を必要とされる方は村研事務局宛
御申込み下さい。コピーをお送り致します。

（事務局）